

# 第 2 章

## スポーツと法

### — 法文史料のなかの「アスリート」 —

藤野 奈津子

#### 目 次

##### I. はじめに

- a. *Lex Sportiva*
- b. *Corpus Iuris Civilis*

##### II. 検討

- a. *virtutis gratia*…
- b. *lex Aquilia*…
- c. *athletarum spectacula*…
- d. *civilium munerum*…
- e. *periculi pretium*…

##### III. おわりに

- a. *Athleta*
- b. *L'important, c'est de participer.*

## I. はじめに

### a. *Lex Sportiva*

“*Lex Sportiva*” すなわち「スポーツ法」とも訳される<sup>1</sup>この「法」の意味するところは複雑である。それは「法」であるのか・「法」としてのメルクマールを備えているのだろうかといった本質論にはじまり、さまざまな意見が交わされてきた<sup>2</sup>。そもそも“*Lex Sportiva*”にせよ「スポーツ法」にせよ、その名のついた法律が存在しているわけではない。およそ「スポーツ」に関連する多様なレベル・内容の法あるいは規範が一体となってこれを形成していると言ってよいだろう。そのため「スポーツ法」の法源も広く存在し<sup>3</sup>、強制力や執行などの点で通常の国内法と異なり、むしろ国際法との類似性を指摘されることもある<sup>4</sup>。だがここでわれわれは「スポーツ法」が何者であるかという困難な問題に踏み込むことはできない。ひとまず“CAS” すなわちスイス・ローザンヌに本拠を置き・活動する「国際スポーツ仲裁裁判所 (Court of Arbitration for Sport)」の仲裁裁定と、その事例解決の蓄積のうえに創造されたルールと理解しておくこととしよう<sup>5</sup>。そのうえで、しかし、この「法」がなぜ“*Lex Sportiva*”というラテン語で言いあらわされるのかという

- 1 ルドルフ・シュトラインツ(著)棚村政行/棚村英行(訳)(2019年)「スポーツに対するヨーロッパ法の影響」『比較法学』52-3、57-88頁のとくに61頁。日本スポーツ法学会(監修)浦川道太郎/吉田勝光/石堂典秀/松本泰介/入澤充(編著)(2016年)『標準テキスト スポーツ法学』(第2版)(エイデル研究所)では“*Lex Sportiva*”を「国際スポーツ法」の一部を成す「判例法」[343-344頁]とし、広い意味での「スポーツ法」の構成要素のひとつとらえている[「国際スポーツ法」と“*Lex Sportiva*”にかんしてはまた、小野寺彰(2011年)「国際スポーツ法」道垣内正人/早川吉尚(編)『スポーツ法への招待』(ミネルヴァ書房)95-113頁を参照]。ここではラテン語[ただし後述する本文のとおり古典ラテン語ではない]の和訳として、またこれを英訳した際の“Sports Law”からの訳語として「スポーツ法」と表現した。
- 2 例えばRobert C. R. Siekmann/Janwillem Soek (eds.) (2012) *Lex Sportiva: What is Sports Law?* (Hague: T. M. C. Asser Press) はタイトルが示すとおり“*Lex Sportiva*”について多角的に扱った論文集となっている。
- 3 「スポーツ法」の法源にかんして日本スポーツ法学会(監修)(2016年)『スポーツ法学』32-34頁を参照。広義の「スポーツ法」には各種スポーツ団体等の競技規則(*Lex Ludica*)も含まれる。なお“*lex Ludica*”については註(9)を。
- 4 例えばMarios Papaloukas (2013) “*Lex Sportiva and Lex Mercatoria*”, *International Sports Law Review Pandektis (ISLR/Pandektis)* 10-1/2, pp. 197-203 は国際法(International Law)との類似性について論じる[論文の表題にある“*Lex Mercatoria*”については註(10)を]。

点には十分注意を払いたい。というのも本稿は「スポーツ」をめぐる「法」の起源をラテン語を話した人々、すなわち古代ローマへと遡らせ得るかどうかについて探してみたいと考えるからである。

ところで“Lex Sportiva”の“sportiva”という語は古典ラテン語に存在しない。間違いなくひとつの造語(“neologism”<sup>6</sup>)である。一方、その“sportiva”という一種奇妙な形容詞を生み出した“sport”の語源そのものはラテン語の動詞“deportare”に求めることができるという。“de”つまり「(ある場所)から」をあらわす前置詞と、“portare”「運ぶ」という意味の動詞が結びついてできたこととされる。したがって日常の「場を離れ・ゆく」ことから、元来“deportare”があらわしたのは「気晴らし・休養・遊び」などであった。その語が中世フランスで“desport”へと変化し、さらに14世紀になってイギリスへ入ると“disport”へと形を変え、やがて16世紀には“sporte”あるいは“sport”と省略されて現在のようになったという<sup>7</sup>。しかし、いずれにせよ「スポーツ」はローマ人の概念するところではない。では、いったい誰が・いつ、そしていかなる意図をもって“Lex Sportiva”を「造」り出したのだろうか。これについて現在たしかめられる範囲での語の使用例としては、最も早いもので1993年まで遡れるに過ぎない<sup>8</sup>。きわめて現代的な造

- 5 “Lex Sportiva”の概念あるいはそれが指し示すものについて研究者間に完全な一致があるわけではないが、例えばRobert C. R. Siekmann (2011a) “What is Sports Law? Lex Sportiva and Lex Ludica: A Reassessment of Content and Terminology.” *The International Sports Law Journal* (ISLJ) 3-4, pp. 3-13 [とくにp. 6] が述べるように“Lex Sportiva”の中核がCASによる仲裁と裁定の蓄積によって形作られた規範であることにはおよそ異論がないように見受けられる [他にLorenzo Casini (2011) “The Making of a Lex Sportiva by the Court of Arbitration for Sport”, *German Law Journal* 12, pp. 1317-1340なども同様の見解を示している]。
- 6 Robert C. R. Siekmann (2011b) “The Etymology of the Termini Technici. Lex Sportiva and Lex Ludica: Where Do They Come From?”, *The International Sports Law Journal* (ISLJ) 3-4, p.153.
- 7 Miloš Galantić (2016) “Sports Law: Some Introductory Considerations”, *Annals of Applied Sport Science* 4-3, p. 54. また、坂上康博 / 中房敏朗 / 石井昌幸 / 高嶋航 (編著) (2018年)『スポーツの世界史』(一色出版) 25-29頁にも詳しい。
- 8 Siekmann (2011b) をはじめとして、“Lex Sportiva”の語源・初出にかんする研究の端緒は2001年のRichard H. McLaren (2001) “The Court of Arbitration for Sport: An Independent Arena for the World’s Sports. Disputes”, *Valparaiso University Law Review* 35-2/3, pp. 379-405 だとして一致している。ただしこのときMacLarenの研究はCASの組織および仲裁判断の独立性を主眼に論じたものであり、“Lex Sportiva”はCASによって生み出されたこの「法」の自律性に関連し、脚注に短く使用例など触れているのみで語自

語だとわかる。ただし、その際あえてラテン語の表現が採用されたことは単に古典の権威<sup>9</sup>を強く意識したという理由ばかりではないだろう。というのも“lex Sportiva”はまた“Lex Mercatoria”すなわち中世とくに地中海域で発展した「商慣習法」にちなんで名づけられ

体を本格的な検討対象としているわけではない。当該註釈で MacLaren が述べるのは、おそらく 1998 年、CAS の事務総長 (Secretary Gneral) [日本スポーツ仲裁機構訳] であった Matthieu Reeb が 1986 年から [MacLaren は 1983 年からとしている] 1998 年にかけての仲裁裁定集 (Digest of CAS Awards) 「第 1 巻」の発刊に際して使用したという指摘である。しかし実際には近年の Miloš Galantić (2016) “Sports Law: Some Introductory Considerations”, *Annals of Applied Sport Science* 4-3, pp. 51-59 による分析のとおり、1998 年に Reeb が国際オリンピック委員会の公式雑誌 Olympic review の第 26 巻 [67-68 頁] に寄せた論稿 “General principles of CAS case law in doping issues” に “Lex Sportiva” の語の使用がたしかめられる。使用例にかんして Siekmann (2011b) p. 153 はそれよりさらに 1 年早い 1997 年、当時「国際スポーツ法学会」(International Sports Law Association) の理事長であった Michael Stathopoulos が 7 月に開催された同学会のスピーチで使用したという [Reeb は翌年におそらくこのスピーチから用語を借用して使用したものであろう]。しかし Galantić (2016) が指摘するとおり、それよりなお 4 年早い 1993 年には Mohanned Bedjaoui が法とスポーツに関する会議 (The International Law and Sports Conference) の閉幕に際してこの語を用いていたことが Olympic Review の第 313 巻 [499-503 頁] に掲載された彼の寄稿 “Law and Sport: Towards a Necessary Harmony in an Unconventional Couple” によって確認できることから、本稿では 1993 年をもってひとまず “Lex Sportiva” の最も早い使用とした。

- 9 “Lex Sportiva” のほか “Lex Ludica” もまた「スポーツ法」に関連して用いられることがある。Siekmann (2011a) p. 4 は後者について前者以上に使用に注意を要すると指摘する。というのも “Ludica” そのものは “Sportiva” 同様に古典ラテン語にないが、関連する語が存在しているからである。“Ludica” という形容語はラテン名詞 “Ludus” に由来すると考えられるものの [Siekmann (2011b) p. 153 のとおり “Ludus” の形容詞変化として本来は “ludicer, -cra, -crum” であるべきだろう]、“Ludus” は「娯楽・遊び」といったニュアンスを深く帯びているためである。もっともこの語を広く普及させたとされる Ken Foster (2005) “Lex Sportiva and Lex Ludica: the Court Of Arbitration for Sport’s Jurisprudence”, *Entertainment and Sports Law Journal* 3-2, pp. 1-15 が “Lex Sportiva” とは別概念としての “Lex Lucida” を強く必要としたのは、後者によって「競技規則」(Rule of Games) をとくに表現したいがためであったようだ [「競技規則」については註 (1) のシュトラインツ (2019 年) 61 頁を参照]。Siekmann (2011b) p. 153 などによれば最初に “Lex Ludica” の語が現れたのは CAS の仲裁裁判において Massimo Coccia が 1999 年に下した裁定であるという。Coccia は自身のラテン語的素養からむしろこの語を “Lex Sportiva” の代替となりうるものと考えたようだが、結果的に “Lex Sportiva” 以上にラテン語の語源に近く、その限りでラテン語の本来の意味が想像しやすいためにかえって後の人々が使用に慎重になった可能性がある [この語に新たな光を当て、別の積極的な意味を打ち出したのが上記 Foster であった]。なお “Lex Sportiva” ・ “Lex Ludica” の他に “Lex Olympica” の語もまた存在する。

たとも語られているからである<sup>10</sup>。その中世を通じて、少なくとも学問レベルにおける「法」とはローマ法のことであった。一方、当時の「商慣習法」には、そうした中世の大学において講じられた学問法としてのローマ法とは異なる要素も多分に含まれていたろう。すでにローマの成長と崩壊への過程で域内に住むさまざまな人々の固有法と本来のローマ市民法とは混交を繰り返したが、そこへさらに中世の大きなうねりが影響した。中世世界に新たに誕生した都市とそこに発展した商業は、今までにない独自の・新たな「法」を必要としていたからである。こうしてローマ社会の「法」あるいはそれを前提とする学問法・中世ローマ法とは異なる・新たな「商慣習法」がある種の生きた「法」として育まれていたことは想像に難くない。しかし、それにもかかわらず人々は自らの慣習法を依然として“Lex Mercatoria”というラテン語の名称で呼び続けた。なぜなら中世期を通じて「法」とはおおよそラテン語で表現されるものであったし、さらに古くローマに起源をもつべきという認識がなお社会に共有されていたからだと推察されよう<sup>11</sup>。すると目下われわれが問題にしている“Lex Sportiva”（「スポーツ法」）についても同様のことが言える、すなわちその「法」たるゆえんを意識的に、あるいは無意識にせよローマ以来の「法」の伝統に求めようとした結果と考えることもできるのではないだろうか。

---

その名称が示すとおりとくにオリンピック・ムーブメントに関連した諸法・ルール〔オリンピック憲章など〕を意味するとされるが、ここでは“Lex Sportiva”に焦点をあてて深く立ち入らない。

- 10 “Lex Sportiva”の内容の多様さ、また仲裁を原則としつつ、その判断（裁定）の蓄積によって豊かさを増してきた点あるいは国家法としてではなくそれらを超えて発展してきた経緯など“Lex Mercatoria”と多くの共通性を有することを意識してその名が考案されたものと推察できる。“Lex Sportiva”と“Lex Mercatoria”の比較や類似性にかんする研究としては例えば Marios Papaloukas (2013) を代表例として「スポーツ法」の文献に多数確認できる。Siekman/Soek (eds.) (2012) *Lex Sportiva* 所収の論文も多くがこの点を主要な、あるいは関連したテーマとして論じる。それらの諸研究の関心は主として「スポーツ法」がひとつの独立した法領域を形成し得るのか・関連する個々の法の集合体に過ぎないのかといった点からさらに「スポーツ法」とは何をという本質論めぐる展開され、“Lex Mercatoria”との類似性を指摘することでむしろ積極的に既存の国内法や国際法の枠組みに縛られない新たな法の在り方・法領域として自らの「法」すなわち“Lex Sportiva”の存在を主張する姿勢がうかがわれる。
- 11 Albrecht Cordes (2017) “Lex Maritima ? Local, regional and universal maritime law in the Middle Ages”, In: Wim Blockmans/Mikhail Krom/Justyna Wubs-Mrozewicz (eds.), *The Routledge Handbook of Maritime Trade around Europe 1300-1600: Commercial Networks and Urban Autonomy* (London/New York: Routledge) pp. 69-85.

さて、ではそのローマは、そしてとくに彼らの「法」は「スポーツ」とどう向き合ったのだろうか。本稿は、次に述べるように、主として残されたローマの法文史料に基づき、果たしてローマ法は「スポーツ」にかんしても「法」の起源とみなしうるのか、また仮にそうであったとして、残された法文史料から当該社会と「スポーツ」についていかなる像を描き出せるのか検討するものである。

## b. *Corpus Iuris Civilis*

検討に先立ち、本稿が扱う史料の状況についてひとまず整理し、見通しを得ておきたいと思う。ローマの社会と「法」、とくに「スポーツ」をめぐる議論のための素材として本稿が以下に用いるのは、主に6世紀はじめの東ローマ皇帝ユスティニアヌスの命によって編集された“Corpus Iuris Civilis”<sup>12</sup>である。一般に「市民法大全」あるいは「ローマ法大全」、またときに「ユスティニアヌス法典」とも呼ばれるが、当初からまとまっていたわけではない。帝の存命中に3つ、死後に1つが加わった、それぞれ独立の編纂物であった。その4つの中心とも言えるのが紀元前後から3世紀頃までを中心とする法の古典期に活躍した法学者らの見解を抜粋・収集した“Digesta”、すなわち「学説彙纂」である<sup>13</sup>。とこ

12 “Corpus Iuris Civilis”は本文ですぐ後に述べるとおり、本来1つのまとまった書籍のようなものではなかった[“法典(Codex)”と呼ぶるかという問題もここでは別に措く]。12世紀ころ、伝わるところでは中世ボローニャの法学者イルネリウス(Irnerius)がいくつかに分かれて“発見”した史料をまとめて以来、その法文・テキストの解釈と研究とが積み重ねられてきたが、“Corpus Iuris Civilis”の名称にかんしては、16世紀の人文主義法学者ゴドフレドゥス(Dionysius Gothofredus)が書籍の出版に当たり全体を総称するタイトルを要したことから、すでにあった“Corpus Iuris Canonici”(「教会法大全」・「カノン法大全」)にちなんで付けたとされている。ここでは便宜上、時代を問わず“Corpus Iuris Civilis”の名称を使用している。現在広く使用される“Corpus Iuris Civilis”の校定本は、「学説彙纂」にかんしてモムゼン(Theodor Mommsen)校訂・クリューガー(Paolo Krüger)改訂によるDigesta Iustiniani Augusti, (Berlin: Weidmann, 1868-1870) [“大判”]、また「勅法彙纂」についてはクリューガー校訂によるCodex Iustinianus, (Berlin: Weidmann, 1877)となる[本稿ではより一般的な「学説彙纂」はモムゼン/クリューガーによる1954年版、「勅法彙纂」はクリューガーによる1954年版から引用している]。なお本稿では原則として改ざん[主にユスティニアヌスによる編纂時に加えられたとされる法文への変更等(interpolatio)]については考慮せず、とくに必要な場合は(註)で示すこととした。

13 “Digesta”は“ダイジェスト”の意であり、明治期につくられた日本の民法典[財産法編1896年/家族法編1898年:公布]に大きな影響を与えたとされる近代ドイツの「パンデクテン法学(Pandektenrecht)」あるいは「パンデクテン体系(Pandektensystem)」の名はそのギリシア語である“Pandectae”に由来する。

ろが、この「学説彙纂」を介してわれわれに伝わる史料法文をとくに「スポーツ」という観点から検討したものはこれまでのところ比較的少数にとどまっている<sup>14</sup>。その理由をギリシアに比してローマが、あるいはローマの研究者が「スポーツ」にさほどの関心を向けてこなかったと推察するのはおそらく誤りであろう。というのも「法」以外の領域・分野ではすでに十分な研究蓄積が存在しているからである<sup>15</sup>。では、なぜ、とりわけ「法」に

- 14 先行研究として Mario Amelotti (1955) “La posizione degli atleti di fronte al diritto romano”, *Studia et Documenta Historiae Iuris (SDHI)* 21, pp. 123-156 を基点として、Andreas Wacke (1978a) “Athleten als Darlehensnehmer nach römischem Recht”, *Studia et Documenta Historiae Iuris (SDHI)* 44, pp. 439-452; Wacke (1978b), “Unfälle bei Sport und Spiel nach römischem und geltendem Recht”, *Stadion* 3 pp. 4-43 の他、Wacke による一連の研究蓄積がある [Wacke は 2013 年あらためて “Gloria und virtus als Ziel athletischer Wettkämpfe und die Unbescholtenheit der Athleten sowie die erlaubten Sportwetten nach römischen Rechtsquellen”, In: Peter Mauritsch/ Christof Ulf (eds.) *Kultur (en), Formen des Alltäglichen in der Antike. Festschrift für Ingomar Weiler I* (Graz: Leykam) pp. 193-236 に近年の研究成果を受けた論文を発表している]。また Eugenia Franciosi (2007) “Gloriae et virtutis causa. Status sociale e giuridico degli atleti nel mondo romano”, In: *Studi per Giovanni Nicosia III* (Milano: Giuffrè) pp. 437-468、さらに近年の研究としては単行書として刊行された Kaja Harter-Uibopuu/Thomas Kruse (eds.) (2014) *Sport und Recht in der Antike* (Wien: Holzhausen) [本書は 2011 年に書籍タイトルと同じ「古代におけるスポーツと法 (Sport und Recht in der Antike)」のテーマのもとウィーンで開催された古典古代法史コロキウムでの報告と議論に基づき、個々の研究者が論文を寄せたものとなっている < <https://library.oapen.org/handle/20.500.12657/33397> >] から、所収の 3 論文 Richard Gamauf (2014) “Pro virtute certamen: Zur Bedeutung des Sports und von Wettkämpfen im klassischen römischen Recht”, pp. 275-308; Éva Jakab (2014) “Sponsoren und Athleten im römischen Recht: Das ‚Ausbildungsdarlehen ‘ der Athleten?“, pp. 249-273 [本論文は著者の Jakab (2012) “Geld und Sport: Rezeption griechischer Topoi in der römischen Jurisprudenz?”, *Revue Internationale des Droits de l’Antiquité (RIDA)* 59, pp. 93-125 をさらに展開したもの]; Christian Wallner (2014) “Obsonia und vacatio munerum: Zu Änderungen bei den Privilegien für Athleten und Techniten im 3. Jahrhundert n. Chr”, pp. 309-328 をとくに関連するものとして挙げる。
- 15 「スポーツ」あるいは「アスリート」とローマにかんする研究は近年に限ってもきわめて豊富にあり、以下の各(註)では参照したなかから直接関係する一部の文献に限って示している。文献にかんしては「アスリート」をめぐる全体動向について Thomas F. Scanlon (ed.) (2014) *Sport in the Greek and Roman Worlds Volume 2: Greek Athletic Identity and Roman Sports and Spectacle* (Oxford: Oxford University Press) pp. 1-23 を、また Nigel B. Crowther (1990) “Recent Trends in the Study of Greek Athletics (1982-1989)”, *L’Antiquité Classique* 59, pp. 246-255 が 80 年代をほぼ網羅的に、それ以降については Donald G. Kyle (2009) “Origins”, In: Steven W. Pope/John Nauright (eds.) *Routledge Companion to Sports History* (London/New York: Routledge) pp. 114-128 [ローマについて

かんしての研究は従来あまり盛んにならなかったのだろうか<sup>16</sup>。その理由の一部については法文の史料状況からも察することができる。全50巻中にきわめて多くの法文が収められた上記“Digesta”〔学説彙纂〕：以下D.〕にもかかわらず、検討に入るとすぐ気づく

は121頁以降]、Ingomar Weiler (2014) “Recent Trend in the Study of Greek Sport”, In: Christesen/Kyle (eds.) *A Companion to Sport and Spectacle*, pp. 112-129 [ローマについては118頁以降]にも先行研究がよく整理されている。本稿に関連する限りで研究史をごくおまかに整理すればHenry W. Pleket (1975) “Games, Prizes, Athletes and Ideology. Some Aspects of the History of Sport in the Graeco-Roman World”, *Stadion* 1, pp. 49-51 [「アスリート」の団体にかんしてはそれより先Pleket (1973) “Some Aspects of the History of the Athletic Guilds”, *Zeitschrift für Papyrologie und Epigraphik* (ZPE) 10, pp. 197-227で扱われている]などPleket [およびLouis Robertの多くの研究もきわめて重要であるが未見のためここでは挙げていない:Robertについては下記増永(2015)論文の389頁および註(120)(127)を]による一連の研究を基点とし、批判的な継承が行われてきている印象である。さらに近年では文献・碑文など従来からの研究素材の読み直しや、あるいはモザイク画などを用いた新たな展開として例えばJason König (2005) *Athletics and Literature in the Roman Empire* (Cambridge: Cambridge University Press) およびZahra Newby (2005) *Greek Athletics in the Roman World: Victory and Virtue* (Oxford: Oxford University Press) がことに注目されている。広く研究史にかんしては、増永理考(2015年)「ローマ元首政期小アジアにおける見世物と都市—アフロディシアスの事例を中心に—」『史林』98-2、388-420頁に[KönigおよびNewbyを含め]研究史の動向が詳らかにされている。またSofie Remijnsen (2015) *The End of Greek Athletics in Late Antiquity* (Cambridge: Cambridge University Press)は古代末期(“Late Antiquity”)における「アスリート」の状況を先行する時期との比較によって論じていくもので、本稿で取り上げる各法文が書かれた時期・法文が登場する時代背景を探るうえでも示唆に富む。なお「スポーツ」と「歴史」あるいは「スポーツ史」という問題関心からはRobert Edelman/Wayne Wilson (eds.) (2017) *The Oxford Handbook of Sports History* (Oxford: Oxford University Press) [ローマにかんしてはDonald G. Kyle, “Ancient Greek and Roman Sport”, pp. 79-99]はタイトルのとおり時代も地域もきわめて広く扱っている。

- 16 「スポーツ法」あるいはスポーツと「法」への関心およびアカデミックな研究の進展は組織と活動の両面で近年とくに顕著に見える。例えば註(8)で“Lex Sportiva”(「スポーツ法」)の語源に関連して触れたInternational Sports Law Association (IASL):「国際スポーツ法学会」< <http://iasl.org/pages/en.php> >が1992年に設立されると、国内でも同年12月には「日本スポーツ法学会」:Japan Sports Law Association (JSLA) < <http://jsla.gr.jp/> >が発足している。研究・発表の場としては上記「国際スポーツ法学会」によるInternational Sports Law Review Pandektis (ISLR) [1992年~]やe-Lex Sportiva Journal [2013年~]、ほかに例えばInternational Sports Law Journal (ISLJ) [2002年~]といった数々の「スポーツ法」関連雑誌が発行され〔「国際スポーツ法学会」ホームページに関連ジャーナルの一覧あり〕、また国内外で「スポーツ法」関連の研究書の刊行も進んでいる。さらに上記の学会や研究誌発行主体の各団体による研究会・会議等も数多く開催されており、こうした状況はオリンピックそしてオリンピック・ムーブメントとも関連するものではあるが、総じて「ス

とおり、そこには「スポーツ」に関連する記述としてとくにまとまったものは数の上でも・主題としても存在していない。すると、つまり「学説彙纂」を編纂したユスティニアヌス期の法学者たちは「スポーツ」をひとつの・独立した法的課題あるいは関心を向けるべき領域としては認識していなかったということになろうか。一見したところたしかに「学説彙纂」においては、他の法的問題を扱うなかでときに「スポーツ」の話題が登場してくるに過ぎない。したがってその様子からは、ユスティニアヌスの編纂物の関心はむしろ他の法律問題や制度にあり、「スポーツ」は挿話として扱われたかの印象を受ける。

一方、興味深いことには、ユスティニアヌスによる上述の4つの編纂物のうち、ハドリアヌス帝からユスティニアヌス自身に至る諸皇帝の勅法を収めた“Codex”すなわち「勅法彙纂」[以下C.]では「スポーツ」に直接関連すると思われる独立したタイトルが見いだせる。「勅法彙纂」の「第10巻」・「第54章」には“De Athletis”すなわち「アスリートについて」というきわめて興味深い見出しが付けられた箇所が存在しているのである。はじめに述べたとおり「スポーツ」の語も、また“sportiva”という表現についても、いずれにせよローマ起源のものではなかった。すると、これに替えて、「スポーツ」の歴史、少なくともそれをローマについて語る際、われわれの具体的な検討対象となるのは「アスリート」<sup>17</sup>より他にない。したがって、本稿もまたこの「アスリート」をめぐる議論を進めていくことになろう。もっとも「勅法彙纂」の問題の章には、後に挙げる皇帝の勅法がただ1点収められているに過ぎない。けれども“De Athletis”の存在はわれわれに皇帝

---

ポーツ法」あるいは「スポーツ」と「法」に対する国際的・現代的な関心が高まっていることを感じさせる。

- 17 ここでは「アスリート」と表記しているが、史料法文に登場する“athleta”もまたローマ起源ではなくギリシア語の“ἀθλητής” (Athletes) からラテン語化したものである[“athleta”についてはまた註(125)を]。ワルロ『ラテン語について』[Varr.l.11.fr.14c]はギリシア語由来の名詞の性別に関連してであるが“ut ἀθλητής athleta”と、該当例のひとつとして挙げてラテン語の“athleta”が“ἀθλητής”によることを示す。またキケロは『トゥスクルム荘対談』[Cic.Tusc.2.40]で“Subduc cibum unum diem athletae: iovem, iovem Olympium, eum ipsum cui se exercebit, implorabit, ferre non posse clamabit (「アスリート」から一日の食料を取り上げてみよ、すると彼らはその身を捧げて鍛錬してきたオリンピアのユピテル神に、自分には[耐えるなど]できないことだと叫び、嘆願するだろう)”のように述べるなど[他にCic.Tusc.2.56でも言及されている]、非法文史料の多くからも“athleta”の語を用いたことが確認できる。ギリシア語の“ἀθλητής”の本来の意味、“ἄθλον”すなわち「賞品(アトロン(atholon))を賭けて争う者」との関係などについて、橋場(2016年)「古代オリンピック ギリシア人の祝祭と身体」橋場/村田(編)『学問としてのオリンピック』40頁を参照。

とその周辺の法学者にとって「アスリート」がひとつの問題関心、すなわち法学的議論の対象として認識されていた可能性を示しているとも考えられる。

以上のとおり、本稿での考察は主として法文史料に基づき行っていく。むろん「法」から社会のすべてを知ることは望めない。けれどもなお「法」は社会を映す鏡となり得るものであり、本稿はそうした「法」の記録をとおして当該社会における「スポーツ」とは何か、その一端を明らかにするとともに、他の領域の研究成果と併せて検討することにより史料法文の解釈そのものの広がりについても探っていければと思う。では、さっそく法文の検討に入ることとしよう。

## II. 検討

### a. *virtutis gratia*…

法文① D.3.2 (De his qui notantur infamia) 4 (Ulpianus libro 6 ad edictum)

pr. Athletas autem Sabinus et Cassius responderunt omnino artem ludicram non facere: virtutis enim gratia hoc facere. Et generaliter ita omnes opinantur et utile<sup>18</sup> videtur, ut neque thymelici neque xystici neque agitatores nec qui aquam equis spargunt ceteraque eorum ministeria, qui certaminibus sacris deserviant, ignominiosi habeantur.

〔学説彙纂〕第3巻・第2章（不名誉の汚点を付けられる者について）第4法文（ウルピアヌス『告示註解』第6巻【より】）

首項：それに対して、サビヌスとカッシウスは、「アスリート」は決して見世物芸（ars ludicra）を行うのではない、と回答した。なぜなら、彼ら〔「アスリート」〕は勇気のために（virtutis gratia）これを行うのだから、と。そして、ひろく皆が採用する見解であり、かつ有用だ（utile）とみなされるのは、役者（thymelici）も競技者（xystici）<sup>19</sup>も、御

18 ここで「有用」と訳したが、“utile”の検討はできていない。Hans Ankum (2010) “The Functions of Expressions with Utilitatis Causa in the Works of the Classical Roman Lawyers”, A Journal of Legal History 16-1, pp. 5-22 [これより先 Hans Ankum (1968) “Utilitatis causa receptum”. On the Pragmatical Methods of the Roman Lawyers”, Symbolae iuridicae et historicae Martino David dedicateae (Leiden: E.J. Brill) p.1-31 でも関連して論じられている]。

19 ここで“Thymelici” (θυμηλικός)・“xystici” (ξυστικός) の語が用いられていることから Amelotti (1955) p.1; Wacke (1978a) p. 125 など多くが法文は「アスリート」の団体〔構成員〕を念頭においたものととらえる。この点とくに「アスリート」への“特権 (privilegium)”付与に関連して重要であるが、“団体 (synodos/ σύνοδος)”への帰属資格・要件あるいは方法などに不明の点も多く、本稿ではひとまず措いて検討している。団体についてはまた註(81)を。

者も馬に水をかける者やそれらの助手も、神聖な諸競技会 (certamina sacra)<sup>20</sup> のために奉仕する者たちが不名誉とされることはない、というものだ。

最初に挙げた法文①では〔原文の〕冒頭に「アスリート」が登場し、われわれがまず検討すべきものに思える。ところが、法文の置かれている「学説彙纂」・「第2章」のタイトルを見ると、ここでの主テーマは「不名誉の汚点を付けられる者」であったことになる。実際、「学説彙纂」の前後では、次に検討する法文②を含め、どのような者が・どのような理由において「不名誉」の烙印を押されるのかが詳細に論じられている。こうした「不名誉」が法学者のあいだで積極的な議論の対象となったのは、それがローマにおいてきわめて重大な法的・社会的関心事であったからに違いない<sup>21</sup>。すなわち「不名誉」とは何より法的な汚点であり、現実には他の人々が持つ権利の一部を制限されることを意味していた。では、いったいどのような制約があったのか、法文の周辺からひとまず探ってみることにしよう。

法文①は3世紀のはじめにかけて活躍した法学者ウルピアヌス<sup>22</sup>が、プラエトル<sup>23</sup>の

---

20 本稿では“certamen”を「競技会」とひとまず訳を付けている。“certamen”はギリシア語の“ἀγών”(agon)に相当するとされているが〔例えばDonald G. Kyle (2015) *Sport and Spectacle in the Ancient World* (Chichester: Wiley Blackwell) p. 7〕、両者の関連あるいは相違点については検討できていない。法文の「神聖な諸競技会 (certamina sacra)」にかんしては本文で後述する。

21 「不名誉 (infamia)」にかんして Abel H. J. Greenidge (1894) *Infamia: Its Place in Roman Public and Private Law* (Oxford: Clarendon Press/London: H. Frowde) の研究が古典としてよく知られる。近年でも例えば Tiziana Chiusi (2013) “‘Fama’ and ‘infamia’ in the Roman Legal System: The Cases of Afrania and Lucretia”, In: Andrew Burrows (ed.), *Judge and Jurist: Essays in Memory of Lord Rodger of Earlsferry* (Oxford: Oxford University Press) pp. 143-156 は問題に具体例から接近し、また Sarah E. Bond (2016) *Trade and Taboo: Disreputable Professions in the Roman Mediterranean* (Ann Arbor: University of Michigan Press) は職業的な観点から検討する点では「アスリート」にかんしても興味深い〔Bondの本書は「アスリート」を直接扱ったものではない〕、本稿ではそうした専門的・職業的な「アスリート」〔“professionalism”〕について議論できていない。

22 ウルピアヌス (Domitius Ulpianus) は2世紀末から3世紀の始めにかけて活躍した法学者〔近衛長官 (praefectus praetorio) として、セウエルス朝最後の皇帝とされるアレクサンデル・セウエルスに仕えた〕。「学説彙纂」に収められた1/3ほどが彼のものとされ、法学者のなかで最も多くの法文をそこに残している。ウルピアヌスは紀元後223年の近衛の反乱によって死亡したとされ、一般には彼の死をもってローマ法の“古典期”が終了したと言われる。〔以下、法学者にかんしては Adolf Berger (1953) *Encyclopedic Dictionary of Roman Law* = Transactions of the American Philosophical Society; New Series, Volume 43, Part 2 (Philadelphia: American Philosophical Society) を参照している〕

「告示」<sup>24</sup>に註釈をほどこした著作『告示註解』から抜粋され、「学説彙纂」へと収められたものである。ではその『告示註解』のなかで、ウルピアヌスはいったいどういった観点から「不名誉」の問題を論じていたのだろうか。『告示註解』を再構成したところ<sup>25</sup>、彼はプラエトルが「特別な関係者を除き〔原則として〕他の人のために訴訟を行うべきでない者（Qui nisi pro certis personis ne postulent<sup>26</sup>）」について、法文①の周辺で議論を展開していたという。するとここからわかるのは、「不名誉」が訴訟の能力と結びつけられ・理解されていたということである。「不名誉」という言葉に社会的な汚名（“stigma”）の印象を強くする現在のわれわれの目にはやや意外と感じられるかもしれない。だがローマの社会にあっては訴訟をまかせられるかどうか人が人の信用と深くかかわり、「不名誉」の重要な判断基準となっていたのだろう。法的能力の有無が当人の社会的評価の全体に直接そして大きく影響していたことが見て取れる<sup>27</sup>。そのためウルピアヌスはプラエトルの発

- 23 「法務官」と訳されるのが一般的だが、ここではラテン語・原語“praetor（プラエトル）”のままとした。彼らは裁判管轄権を有し、その意味で「法務」を掌り、それは彼らの職責の重要部分であったが、プラエトルの本質あるいは公職について本稿では扱っておらず、ひとまず訳語はあてないこととした。
- 24 註（23）のとおり、裁判管轄権に関連してプラエトルは「告示権（ius edicendi）」をもったとされる。ケントゥリア民会〔ローマ市民・成年男子すべてが参加するいわゆる“兵員会（centuria）”〕で選出されたプラエトルは就任にあたり1年の任期中にいかなる権利を保護するかの方針を〔訴えのひな形（formula）とともに〕、おそらく市の中心フォーラムに掲げた「告示」を通じて明らかにしたと考えられている。「告示」の内容等にかんしては註（29）を。
- 25 レーネル（Otto Lenel）の『パリンゲネシア』〔Otto Lenel（1889）Palingenesia juris civilis II（Leipzig: Tauchnitz）p. 441〕による。レーネルは「学説彙纂」に採録された各法学者の法文（見解）をそれぞれの著作〔ここではウルピアヌスの『告示註解』〕へと戻し・再構成する作業を行った。レーネルと彼の仕事にかんしては註（29）を。
- 26 「申立てをす（postulare）」について、同じウルピアヌスは『告示註解』「第6巻」〔D.3.1.1 § 2〕で“Postulare autem est desiderium suum vel amici sui in iure apud eum, qui iurisdictioni praeest, exponere: vel alterius desiderio contradicere（さて「申立てをす」とは、自身あるいは自身の友人の主張を、裁判権を持つ者の法廷において申し述べ、あるいは相手方の主張を論駁することである）」と解説している。
- 27 多くの研究〔例えばMax Kaser（1956）“Infamia und ignominia in den römischen Rechtsquellen”, Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte: Romanistische Abteilung 73, pp. 220-278〕も認めているように、ローマにおいて「不名誉（infamia）」の抽象的概念が提示されたことはなく、それを一義的に定めることはほとんど不可能である。註（29）で一部を示す「告示」に例示・列挙された該当者のリスト、およびそれらに加えられた法学者の解釈から多少とも抽象的・一般的な内容を導けるに過ぎない。ここでは“infamia”の本質について議論する余裕はなく一般的な説明に留まらざるを得ないが、核となる要素をめぐっては上記Kaserのほかには註（21）の各文献を参照。

出した「告示」の文言から、いったいどのような者を訴訟にかかわらせるべきでないのか、すなわち「不名誉」とされるべきはいかなる者かについて、慎重に“註解”を加えていく必要を感じていた。そこであらためて法文①を見てみると、法学者は、サビヌスとカッシウスという自身に先立つ・ともに1世紀前半に活躍した著名な法学者2名の見解を引きながら、「アスリート」は決してそうした「不名誉」な者に当たらない、すなわち法的能力・社会的体面を失わない者だと述べる。では、その理由とはいったい何であろう、そしてどこに説明を求めることができるのだろうか。

ここでわれわれはもう一度法文に戻り、訳文の最初に置いた“autem（それに対して/しかし）”の語に注目してみたい。それはいったい“何に”「対して」と言っているのだろうか。文言からは当然にこれより先で関連した問題が論じられていたことを推測させる。すると、たしかに先行する法文ではいったい何が「名誉」を失わせるのか、より具体的に、そして基準にかんしても言及していたようである。

法文② D.3.2 (De his qui notantur infamia) 4 (Ulpianus libro 6 ad edictum)

§5 Ait praetor: "Qui in scaenam prodierit, infamis est". Scaena est, ut Labeo definit, quae ludorum faciendorum causa quolibet loco, ubi quis consistat moveaturque spectaculum sui praebiturus, posita sit in publico private vel in vico, quo tamen loco passim homines spectaculi causa admittantur. Eos enim, qui quaestus causa in certamina descendunt et omnes propter praemium in scaenam prodeuntes famosos esse pegasus et nerva filius responderunt.

『学説彙纂』第3巻・第2章（不名誉の汚点を付けられる者について）第4法文（ウルピアヌス『告示註解』第6巻【より】）

第5項：プラエトルは言った「舞台へ登らんとする者は不名誉な者となる」と。そこで、舞台（scaena）とは、ラベオが定義するように、見世物（ludus）を行うための場所であればどこでも、すなわち公の場であれ私的な場であれ、あるいは道路であったとしても、そこが人々に見物の許された場所であるなら、およそ見世物（spectaculum）を提供しようとするような場所のすべてが舞台となる。するとたしかに、利益（quaestum）を求めて競技の場へと身を落とす者や、誰であれ報酬（praemium）を得るかわりに舞台に登場する者は不名誉である、とペガススとネルヴァ息は答えた。

ウルピアヌスの同じ著作『告示註解』から採られたこの法文②に、先の法文①「それに対して（autem）」が続くと仮定した場合<sup>28</sup>、法学者の論点はより明らかとなるだろう。

というのも法文②によると、プラエトルは「告示」において、「舞台へ登らんとする者」を「不名誉な者」と定めていたようだからである<sup>29</sup>。果たして「アスリート」はこの「舞台へ登らんとする者」とどのように交じり合い・あるいは異なるのだろうか。まず法学者は「舞台」とはどのような「場 (locus)」を指すのかについて、やはり1世紀ころに活躍し、ローマに存在した2つの法学潮流の一方の祖とも言われる有名な法学者ラベオ<sup>30</sup>を引用して解釈を求めていく。すると、ラベオによれば「舞台」とはおよそ「見世物を行うため」の場所のすべてを指すと、はじめかなり広く「場」の範囲がとられていることがわかる。そうしたうえでウルピアヌス自身は別の方向へ、すなわち人の“行為”の方へとわれわれの視線を動かしていくようである。すなわち、法文②の最後にはペガススとネルウァ息という、ラベオののち1世紀後半に出た先達の法学者2名を引用しながら、「競技の場

28 Lenel (1889) Palingenesia II, p. 442.

29 この「告示」にかんして、レーネルの『永久告示録』[Otto Lenel (1927) *Edictum Perpetuum* (3.auf.) (Leipzig: Tauchnitz) pp. 77-80. = 1.6 (De postilando) §16] を参照。レーネルの『永久告示録』には数種類の版があり、オットー・レーネル (編) 吉原達也 (訳) (2014年) 『『永久告示録』(上)』『法学紀要』56、260-262頁に邦訳がある [複数の版を横断的に検証しつつ FIRA (Fontes Iuris Romani Antiqui) 第7版 (1909年) によるもの]。それによればプラエトルは問題の「告示」で次のように定めたとされる。“Qui nisi pro certis personis ne postulent. Qui lege plebis scitosenatus consulto edicto decreto principum nisi pro certis personis postulare prohibetur, hi pro alio, quam pro quo licebit, in iure apud me ne postulent. Qui ab exercitu ignominiae causa ab imperatore eove, cui de ea re statuendi potestas fuerit, dimissus erit: qui artis ludicrae pronuntiandive, causa in scaenam prodierit (特殊の人々のためにあらざれば訴訟申立をなすべからざる者。何人といえども、法律、平民会議決、元老院議決、告示又は勅法によりて特殊の人々のためのほか訴訟申立をなすことを禁ぜらるる者は、法の許容する人々のためにあらざれば、本職の法廷において訴訟申立をなすべからず。破廉恥の汚点を付せらるる者とは、恥すべき行為のために指令官又は当該事件の裁定権者によりて軍隊より除名せられたる者、俳優として動作若しくは歌舞をなすために演技に上がりたる者) [以下に長い例示・列挙がつづく] …”とあり、ここに引用した最後の箇所は法文②の「舞台へ登らんとする者」と内容的に合致するだろう。同吉原論文にはまたレーネルの人物と『永久告示録』およびプラエトルの「告示」にかんする解説が付されている。

30 ラベオ (Marcus Antistius Labeo) はアウグストゥス期に活躍した法学者であり、プロクルス学派の祖とされる。ラベオと法文①・②に登場する法学者それぞれの関係等については註(31)を。

31 ローマの法学は先達の伝統を引き継ぎつつ発展したとされ、そこで一般には法文②に引用されたペガスス (Pegasus) と、ラベオを継承した著名な法学者であるネルウァ父 (Marcus Cocceius Nerva) の子として息子ネルウァ [父と同名] もおそらくプロクルス学派 [ラベオに始まるとされるが学派中興の祖としてプロクルスの名に由来して呼ばれる] に属し、対し

へと身を落とす者」や「舞台上に登場する者」はたしかに「見世物を提供しよう」とする者であり、「不名誉」だと認める。そうした前提を共有しながら、「それに対して (autem)」と、続く法文①ではサビヌスとカッシウス<sup>31</sup>を引いて、「アスリート」は一転「見世物を行う」のではないと展開していくのである<sup>32</sup>。果たしてその理由は何だろうか。一見したところ「アスリート」もまた人々へ「見世物」を提供しているように、われわれの目に映る。にもかかわらず両者を区別するものとは何か、が法文②の最後に示されていよう。すなわち「不名誉」とされるのは彼らもっぱら「利益」あるいは「報酬を目的として」行為するためだとの考えに導かれることになる。

こうして現在「学説彙纂」において2つに分けられた<sup>33</sup> 両法文をつなぎ合わせてみると、次のような推論が可能となるのではないだろうか。「見世物 (ludus) を行う」とは、法学者によれば、もっぱら金銭のためにその身をさらす行為のこと<sup>34</sup>であり、“目的”が異なる

て法文①のサビヌス (Massurius Sabinus) とカッシウス (Gaius Cassius Longinus) はサビヌス学派 [法学者カピトに始まるとされるが同じく学派中興の祖としてサビヌスの名に由来して呼ばれる] に属したと考えられている。もっともこの学派对立自体は帝政期以降やがて取東に向かったと言われており、ウルピアヌスの叙述は学派を意識しているようにも見えるが、むしろそこからさらに独自の見解を示そうとしているのかもしれない。

- 32 法文①では“artem ludicram non facere (見世物芸を行うのではない)”と表現している。
- 33 Lenel (1889) Palingenesia II, p. 442 では法文①は法文②に直接続くと言われるが、『学説彙纂』の配列では法文②と①の間に D.3.2.3 (Gaius libro primo ad edictum provinciale) の、同じく“autem (それに対して / しかし)”で始まる一文が挟まれている。ここでガイウスは「見世物芸を行う目的で (artis ludicrae causa)」ある種の契約を結びつつも、それを実行しなかった場合には「不名誉」とならないことを述べている [法学者ガイウスについては註 (45) を]。
- 34 ローマにおいて自由人が金銭を得るかわりに何ごとかを行うことは伝統的に嫌われた。それらは奴隷の行いであり、実際はともかく自由人のする医療や法廷弁護などの委任行為 (mandatum) が原則として無償とされていたようにである [これについてひとまず、ゲオルグ・グリーンゲンベルク (著) 瀧澤栄治 (訳) (2001 年) 『ローマ債権法講義』(大学教育出版) 255-260 頁を参照]。したがって例えば D. 23.2.47 (Paulus libro secundo ad legem Iuliam et Papiam) が “Senatoris filia, quae corpore quaestum vel artem ludicram fecerit aut iudicio publico damnata fuerit, impune libertino nubit: nec enim honos ei servatur, quae se in tantum foedus deduxit (元老院議員の娘であっても、その身を売って稼ぎ、あるいは見世物となったり、刑事裁判にかけられた者は元奴隷と婚姻してかまわない。なぜなら、こうした娘に名誉など残されていないからだ)” と言われるように、その出自あるいは身分にかかわらず対価的に金銭的利益を得ることは「不名誉」をもたらした。この関係についてはまた法文①のあとに続く法文 [D.3.2.4.2] が “lencinium” すなわち娼家の経営者に言及していることから推察され、すなわち娼婦は言うまでもなく、その娼婦を介して利得すること (quaestum exercet) が彼らを「不名誉」な者としたように考えられる。

れば、すなわち金銭的利益を追求するものでないならば、それはもはや「見世物」にはあたらない。したがってその意味での「見世物」を行うのでない「アスリート」に「不名誉の汚点」が付けられるわけもないということであろう。こうして法学者は慎重に言葉を使い分けながら<sup>35</sup>、“スペクタクル (spectaculum)”としての「見せ物」を提供する者に2つの範疇が存在しうる可能性を示した。一方には自らの身をさらし、もっぱら金銭的利益を得る者たち<sup>36</sup>がおり、他方に同じく劇場や競技の「場」に登場し、それらを共しながら

35 法文①では“ludus”が、法文②では“ludus”と“spectaculum”の2つの語が使われている。このうち法学者がここでは相対的にネガティブな意味で使用しているのが“ludus”であり、私訳では「見世物」とした。これについて、ひとつの術語として“ars ludicra”を「芸能」と訳す仕方も検討したが、ここでは法文②に“ludus”のみで登場しており、次のとおり“spectaculum”と似て・非なる意味を示す必要性から断念した。ローマ時代の“ars ludicra”については、藤澤明寛(2009年)「ローマ帝政期における「破廉恥な」俳優たち—俳優の法的・社会的地位について—」『地中海研究所紀要』7、45-57頁を参照。他方で“spectaculum”については“ludus”から区別を要すること、またより広く身体的技能・活動等を一般に示す行為と考えられることから、ここではひとまず「見せ物」[“spectaculum”には元来「見る・見る場所(観客席)」といった意味がある]と訳している。ローマの伝統的な催しについては先の“ludus”のほか、多くの場合“munus”が使用されてきた。“munera”[複数形として“munera”]には本来「負担」や「義務」の意味があり、催しを行うことはとりわけ裕福な市民の「義務」ないし「負担」であったことによる。この場合の“munus”については、藤澤明寛(2003年)「ローマ帝政初期の地方都市におけるムネラの負担」『史観』149、49-63頁に「ムネラ(munera)」[負担]と「ホノル(honor)」[名誉]との関連や違いを含め詳しい説明がなされている。なお「市民的義務(munera civilia)」にかんしては本文でも後にあらためて取り上げる。ローマでは伝統的に“munus/munera”は剣闘士の試合に、“ludus/ludi”はそれ以外のものに多く使われたが[Roger Dunkle(2014) Overview of Roman Spectacle, In: Christesen/Kyle (eds.) A Companion to Sport and Spectacle, pp. 381-394]、これら2つの語に比すと“spectaculum”の使用例は少なく、比較的遅くになって・より包括的な概念としてあらわれたとも言われる。用語をめぐる問題に本稿でこれ以上踏み込むことはできず、もっぱら法文から推測可能な範囲での訳語の選択に留まった。なお“ludus”については「遊び・娯楽」といった意が第一義とされており、註(9)のとおり“Lex Ludica”の表現はこれを連想させる。

36 例えばここで剣闘士(gladiator)一般を想定することは正しくないだろう。仮に剣闘士の多くが奴隷であったとすれば、奴隷にはそもそも「名誉」の問題は生じないからである。したがって法律上問題となるのはあくまで自由人が金銭的利益を求めた場合に限られる。近年とくにローマの「スポーツ」研究の流れにあっては剣闘士もまた一種の「アスリート」としてとらえ直し、催し・スペクタクル全体としてその政治的意味などを問うものも目立ってきている[Kyle(2015) Sport and Spectacle、また Christesen/Kyle (eds.) (2014) A Companion to Sport and Spectacleでも Garrett G. Fagan “Gladiatorial Combat as Alluring Spectacle”, pp. 465-477 など所収論文の複数のものが剣闘士について扱い、また Scanlon (Ed.) (2014)

も、利得を“目的”としない者もまたあってよい。後者が「アスリート」である。こうして「アスリート」の名誉は守られることとなったが、さらに目を引くのは、法学者が以上のような消極的な説明にとどまらず、あえて積極的な理由を付加していることである。それが法文①の「勇気のために (virtutis gratia)」の一節であり、この点には十分な注意を払って見ていかなければならない。だが、いまはひとまず法文①・②によって、金銭的利益・報酬を得る「不名誉」な者たちに対置して、「勇気 (virtus)」という“価値”を備えた者として「アスリート」が存在したことを確認しておきたい。ウルピアヌスはこの点をまた“qui virtutis ostendendae causa hoc faciunt sine mercede, non teneri aiunt veteres (勇気を示さんとするために報酬を受けずこれを行うなら、[不名誉]の汚点を受けることはないと古法学者らが言った)”と伝えている<sup>37</sup>。そこからさらに競技者としての「アスリート」当人のみならず、彼の競技を支える御者や馬の世話係り、彼らの助手に至るまで“チーム”を構成する人々すべてが「名誉」を失わないと範囲を拡大していくところも本法文では興味深い<sup>38</sup>。

---

Sport in the Greek and Roman World 2は剣闘士による試合が「スポーツ」の名に値するかと問いつつもタイトルの“sport”の一部として論じ、他にDavid Potter (2012) *The Victor's Crown: A History of Ancient Sport from Homer to Byzantium* (Oxford/New York: Oxford University Press)も広い時間軸で「スポーツ」の観点から剣闘士試合を含むスペクタクル全体を扱っている。こうした指摘は重要と考えるが、剣闘士が奴隷であった場合には法文①[および次に挙げる法文③]から法学上は彼らを「アスリート」の範疇に含めて論じることが難しく、本稿では問題に立ち入らないこととした。増永(2015年)では「ギリシア風競技」・「ローマ風競技」として[「剣闘士競技」を中心に]両者について論じられている。剣闘士について、梶田知志(2010年)「ローマ共和政後期における剣闘士養成所の発展過程」『史観』163、52-68頁、また自由人が剣闘士となる、いわゆる志願剣闘士(auctoratus)については、阿部衛(2015年)「剣闘士興行におけるauctoramentum—ラリヌム決議を中心に—」『西洋古典学研究』63、74-86頁が本稿が問題とした「名誉」にも関連して論じている。

37 D.3.1.0 (De postulando) 1 (Ulpianus libro sexto ad edictum) §6

38 この叙述からは「戦車競技 (quadriga)」を想像することができるかもしれない。そのローマにおいても盛んであったことについて例えばSinclair Bell (2014) “Roman Chariot-Racing: Charioteers, Factions, Spectators”, In: Christesen/Kyle (eds.) *A Companion to Sport and Spectacle*, pp. 492-504 [同じ著者には2020年にも関連した論文Horse Racing in Imperial Rome: Athletic Competition, Equine Performance, and Urban Spectacle, *The International Journal of the History of Sport* 37-3/4, pp. 183-232がある]。当該競技にかんしては、岡田泰介(2004年)「戦車競走 古代オリンピックの華」桜井/橋場(編)『古代オリンピック』127-143頁を参照。ユスティニアヌス期における競技をめぐる状況等は註(126)(128)を。なお「戦車競技」の危険性はGamauf (2014) pp. 275-308が不法行為責任との関係から論文の前半でとくに扱っており、この点については本文で後述する。

するとここにひとつの疑問が浮かんでこないだろうか。なぜ法学者はあえて「アスリート」を他の「見世物を行う」者たちとこれほど区別しようとするのか、その際、先ほど指摘した「勇気のために」(“virtutis gratia”)の基準はいったいどのように機能するだろう。これらの点を念頭に置きつつ、さらに関連する法文を見ていきたい。というのも「アスリート」は相手を深く傷つけるなど、通常であれば「不法」とされる行為の責任からもまた免れているようだからである。

## b. *lex Aquilia*…

法文③ D.9.2 (Ad legem Aquiliam) 7 (Ulpianus libro 18 ad edictum)

§ 4 Si quis in colluctatione vel in pancratio, vel pugiles dum inter se exercentur alius alium occiderit, si quidem in publico certamine alius alium occiderit, cessat Aquilia, quia gloriae causa et virtutis, non iniuriae gratia videtur damnum datum. Hoc autem in servo non procedit, quoniam ingenui solent certare: in filio familias vulnerato procedit. Plane si cedentem vulneraverit, erit Aquiliae locus, aut si non in certamine servum occidit, nisi si domino committente hoc factum sit: tunc Aquilia cessat.

『学説彙纂』第9巻・第2章(アクィリウス法について)第7法文(ウルピアヌス『告示註解』第18巻 [より])

第4項：組打ちやパンクラティオンにおいて、あるいは拳闘士<sup>39</sup>が相互に殴り合ううち、一方が相手を殺害したとしても、公の競技会で (publico certamine) 一方が相手を殺害した場合にはアクィリウス [法] は適用されない。というのも、それは栄光と勇気のため

39 “colluctatio”は「組打ち」[≒レスリング]、“pancratio”は「パンクラティオン」[≒総合格闘技]、“pugiles”は「拳闘士」[≒ボクシング]と理解して和訳したが、競技それぞれのなかみにはここで踏み込んだ検討はできない。競技にかんしては差し当たり Edward N. Gardiner (1930) *Athletics in the Ancient World* (London: Oxford University Press) pp. 177-220; Nigel B. Crowther (2007) *Sport in Ancient Times* (Norman: University of Oklahoma Press) pp. 59-74 また、佐藤昇 (2004年)「走る、闘う」桜井/橋場(編)『古代オリンピック』108-126頁を参照。橋場 (2016年) 19-34頁には上記3種の「格闘技」がオリンピックで第4日目に行われる伝統的競技種目であること、またこれら各種目の試合が死さえ引き起こしかねない激しいものであった当時の様子が描かれている。

40 決定要素を欠くためここではひとまず限定を避けた訳を付けている。法文前段の「公の競技会 (publicum certamen)」との対比において“(公の) 競技会”以外の「競技会」ととらえることもできよう。例えば Wacke (1978b) p. 29 は公式試合 (publicum certamen) の前に行われるいわば準備試合 (“Trainingskämpfe”) において「奴隷」がスパークリング・パー

め (*gloriae causa et virtutis*) であって、決して不法 (*iniuria*) に損害を発生させたとはみなされないからである。しかし、いま述べたようなことは奴隷には生じない。というのも [公の競技会では] 生来自由人 (*ingenuus*) が闘う (*certo*) ことが常となっているのだから。だが家子が傷害を負ったときは [アクィリウス法の] 問題となってくる。むろん降参した者を傷つけるような場合にはアクィリウス法が適用され、あるいは競技会以外<sup>40</sup> で奴隷を殺害したならば、[アクィリウス法が適用されることとなる]。ただし、[その奴隷の] 主人が承知してこうしたことが起きた場合は別で、そのときアクィリウス法は適用されない。

ここに示した法文③からまず明らかとなるのは、われわれの問題にしている「アスリート」が決して「奴隷」であってはならないことである。法文によれば「アスリート」は原則として自由人、しかも「生来自由人」<sup>41</sup> に限定されている。そもそもローマにおける広い意味での「見せ物 (*spectaculum*)」にはおよそ出場・参加の資格に制限がなかったと

---

トナーとなることなどを想定している。Gamauf (2014) p. 301. も Wacke の見解に従い、その場合前段の限定的な解釈に呼応して、後段に付された留保 “*nisi si domino committente*” も主人が準備試合において所有する奴隷を闘わせた場合とすることになる [Zimmerman (1996) *The Law of Obligations*, pp. 1003-1004; 1014-1015 でもアクィリウス法の適用除外の一例として違法性阻却に関連させて同様の解釈を示している]。なお Franciosi (2007) p. 455 は Amelotti (1955) pp. 123-156 に倣い法文に改ざんを主張するが、その場合には法文前段と後段に必ずしも整合性を要求することはなく、後段は一般論として広く「競技会」以外であればどこであれと読まれる。

- 41 Gaius, *Institutiones*, 1.11 では “*Ingenui sunt, qui liberi nati sunt; libertini, qui ex iusta seruitute manumissi sunt* (生来自由人とは、自由人として生まれた者のことであり、被解放自由人とは、正当な権力支配のもと [奴隷身分] から解放された者のことである)” と両者が対置されている。ただし帝政期には皇帝たちによって被解放者にも「生来自由人」の身分と、その象徴としての金の指輪をまとう権利 (*ius annulorum aureorum*) が与えられることがあったという。Henrik Mouritsen (2011) *The Freedman in the Roman World* (Cambridge: Cambridge University Press) pp. 107-108 によれば、ティベリウス帝の 24 年、ウィセリウス法 (*Lex Viselia*) によって [アウグストゥスがそれより早い時期に実行していた可能性も指摘されている]、被解放者に上記の権利が与えられ、彼らの立場が体面的に [Paul du Plessis (2020) *Borkowski's Textbook on Roman Law* (Oxford: Oxford University Press) pp. 104-105 は指輪を身に付けることで騎士 (*equites*) 身分と同格であることが示されるといふ] 上昇すると、やがて実質的にも変化していったと考えられている [Mouritsen は「生来自由人」と同格となる仕組みとして D.40.11 (*De natalibus restituendis*) §2 (Marcianus libro 1 *institutionum*) にある「自由身分の回復 (*restitutio natalium*)」が登場したことで解放者との庇護関係も消滅していったと推察している]。

言われる。ところが法文のとおり「公の競技会」の場合は異なり、そこで「闘う」ことは「奴隷」にはもちろん被解放自由人 (libertus) にさえも認められなかった<sup>42</sup>。それはあたかも一種の“特権”のように映り、また法文を読む限り、実際、彼らは試合で相手を「殺害」したとしても、その責任を問われることはなかった。

「アスリート」にかんしてきわめて興味深い叙述を伝える法文③は、共和政期のローマ、おそらく紀元前3世紀末ころに成立したと考えられるアクィリウス法 (Lex Aquilia) を扱っている。では、そのアクィリウス法とはどのような内容を規定していたのか、法の「第1章」に関連する史料を紹介してみよう<sup>43</sup>。

法文④ D.9.2 (Ad legem Aquiliam) 2 (Gaius libro septimo ad edictum provinciale)

Pr. Lege Aquilia capite primo cavetur: "Ut qui servum servamve alienum alienamve quadrupedem vel pecudem iniuria occiderit, quanti id in eo anno plurimi fuit, tantum aes dare domino damnas esto"

〔学説彙纂〕第9巻・第2章・第2法文 (ガイウス『属州告示註解』第7巻)

首項：アクィリウス法の第1章には次のように定められている：「他人の男奴隷や女奴隷、あるいは四足の家畜を不法に殺害したならば、〔殺害が行われた〕 その年内に物が有した最高額にて、〔奴隷あるいは家畜の〕 所有者に対し、損害金が支払われるように」<sup>44</sup> と。

- 
- 42 Christian Mann (2014) "Greek Sport and Roman Identity: the certamina athletarum at Rome", In: Scanlon (ed.) (2014) Sport in the Greek and Roman worlds 2, pp. 157-159 は "Public Game" について論じた際、ギリシアでは参加資格に年齢・性別等の制限・基準が存在したがローマにそれらは存在しなかったと述べる。Mann の見解を前提にした場合、法文のとおり「競技会」に明確な参加資格が定められていた点をもって“ギリシア型”と評価することができるかもしれない。なおローマ帝国下で開催された「競技会」への参加資格としてのいわゆる“ギリシア人”要件 (“only Greeks”-thesis) については Sofie Remijnsen (2019) "Only Greeks at the Olympics? Reconsidering the Rule against Non-Greeks at 'Panhellenic' Games", *Classica et Mediaevalia* 67, pp. 1-61 が検討している。これについてはまた註(129)を。
- 43 アクィリウス法が3つの章から構成されていたという点について研究者の見解は一致しているように見える。ただし Zimmerman (1996) *The Law of Obligations*, pp. 953-997 によれば、そのうちの「第2章」は早くに規定としての重要性が失われたため、古典期すでに不使用に帰したといわれ、結果「第1章」と「第3章」が主にわれわれに伝わった。アクィリウス法の規定に関連する法文は多く、法の全体について、西村隆誉志 (1999年) 『ローマ損害賠償法理論史—法律論の歴史過程—』(愛媛大学法文学部総合政策学科) を参照。
- 44 Michael H. Crawford (1996) *Roman Statutes II* (London: Institute of Classical Studies) pp. 723-726, n. 41 は、ここに挙げたガイウス文その他の史料法文から次のように「第1章」を

法学者ガイウス<sup>45</sup>の法文④からは、アクィリウス法の「第1章」が他人の「奴隷」を「殺害」した場合、その者に責めを負うよう定めていたことがわかる。また同じアクィリウス法の「第3章」には「奴隷および家畜の殺害を除き、その他の物について、もしある者が不法にこれを焼き、砕き、壊して他人に損害を与えたならば、その者は、最近の30日以内にその物が価するであろう額について、所有者にそれに相当する金銭を与える責めを負う」<sup>46</sup>との規定があったと考えられている。こうして元来アクィリウス法は所有者を原告とし、「奴隷」など広くその所有者に生じた“財産的損害”について扱っていたようである。

では、そうしたアクィリウス法に関連する多くの論点のうち、法学者はここで具体的にどのような事柄を問題としていたのだろうか。先ほどと同じ『告示註解』の、しかし今度は「第18巻」においてウルピアヌスは、法文③を含む箇所「殺害 (occidere)」とは何かを論じていたようである<sup>47</sup>。そして彼によれば、まず「殺害 (occisum)」とは「あるいはこん棒によってあるいは剣をもって、あるいはその他の武器をとって、あるいは素手であっても（相手を絞殺した場合など）、あるいは足で蹴り、あるいは頭突きするなど、そういったすべて (Occisum autem accipere debemus, sive gladio sive etiam fuste vel alio telo vel manibus (si forte strangulavit eum) vel calce petiit vel capite vel qualiter

---

構成している。すなわち “si quis seruum seruam alienum alienam quadrupedem pecudem iniuria occiderit, quanti id in eo anno plurimi fuit, tantum aes ero dare damnas esto (ある者が他人の男奴隷もしくは女奴隷をまたは四足の家畜を不法に殺害したならば、その者は、この1年以内にその物が価した最高額について、所有者にそれに相当する金銭を与える責めを負う)。” [訳文はグリーンゲンベルク (著) (2001年) 『ローマ債権法講義』 329頁より]

45 ガイウス (Gaius) はおそらくハドリアヌス帝期の2世紀半ばころに活躍した法学者と推定される。ユスティニアヌス帝の「ローマ法大全 (Corpus Iuris Civilis)」を通じ『法学提要 (Institutiones)』の著者としてきわめてよく知られる [帝の編纂物の1つは同じ「法学提要 (Institutiones Justiniani)」の名をもつ] が、伝わるのは個人名のみで著作以外にわかっていることは少ない。19世紀はじめ歴史家ニープールによってヴェローナの教会附属図書館からガイウス『法学提要』のごく初期の写本が発見されたことで古典期ローマ法の研究が大きく進んだといわれている。

46 和訳はグリーンゲンベルク (著) 『ローマ債権法講義』 329頁より。グリーンゲンベルクは価格決定にかんして Crawford (1996) Roman Statutes II. pp. 723-726, n. 4 のように “Si quis alteri damnum faxit, quod usserit fregerit ruperit iniuria, quanti ea res fuit in diebus trigenta proximis, tantum aes ero dare damnas esto” [“erit” ではなく “fuit”] とするなら「第1章」と同じく過去にさかのぼって直近30日間の最高金額になると指摘するが、ここではアクィリウス法自体の検討には入れない。

47 Lenel (1889) Palingenesia II, p. 523 は D.9.2.7 § 1～8 を「学説彙纂」のままに配置・配列している。

qualiter)』<sup>48</sup>によるもの、と手段を問わずに解釈されていることが興味深い<sup>49</sup>。というのも、この定義によれば、法文③の冒頭に列挙された「組打ちやパンクラティオン」、「あるいは拳闘士」の試合において相手方が死んだ場合、いずれもアクィリウス法にいう「殺害」行為に含まれたように思われるからである。ところが、この点について法文③は、そもそも「公の試合」の出場資格が「生来自由人」に限定されることを理由に、「奴隷」をいわば議論から門前払いしてしまっている。そうしたうえで、やや唐突に自由人の問題へ切り替えていくのである。しかし上で確認した「第1章」および「第3章」の内容からすぐにも推察されるとおり、アクィリウス法はもともと“人”に対する傷害等の規定をもっていなかった<sup>50</sup>。ウルピアヌス自身、この法の成立からかなり隔てた時期の法学者であるが、その理由を“quoniam dominus membrorum suorum nemo videtur ([人は] 自らの手足を所有するものではないとみなされるから)”とはっきり説いている<sup>51</sup>。アクィリウス法が金銭賠償を原則とし、われわれの身体がそもそも金銭評価になじまない以上、それは自然な帰結であったのかもしれない<sup>52</sup>。いずれにせよ、紀元前286年ころと推定されるアクィリウス法は成立以来、多くの解釈を重ねつつも自由人に生じた損害を直接的に保護することは

48 D.9.2.7 (Ulpianus libro 18 ad edictum) §1

49 アクィリウス法の「殺害 (occidere)」についてはまた D.9.2.51 (Iulianus libro 86 digestorum) pr.において法学者ユリアヌス (Salvius Iurianus) が“…Respondit: occidisse dicitur vulgo quidem, qui mortis causam quolibet modo praebuit: sed lege Aquilia is demum teneri visus est, qui adhibita vi et quasi manu causam mortis praebuisset, tracta videlicet interpretatione vocis a caedendo et a caede (答えて言う、殺害とは一般には死の原因をどんな方法であれ与えたものを言うとしてされているが、アクィリウス法では、この言葉 (occidere) が“caedendo”や“caede”[といういずれも「切る」]に由来すると解釈されることによって、暴力で、かつあたかも自らの手で死の原因を与えた者だけが責を負うとみなされた)”と述べている。したがって一般的な「殺害」と同法における「殺害」では概念が異なり、「暴力」および「自らの手で」という殺害“方法 (modus)”の要件が加わる点で、後者のほうが狭いようにみえる。すなわち「身体によって身体に与えられた損害 (damnum corpori corpore datum)」にアクィリウス法上の直接訴権 (actio directa) が発生したとすれば、法文③の競技内容から推して「競技会」で生じた死は本来それに該当するものであったろう。ここに挙げた法文を含むアクィリウス法、とくにユリアヌスの解釈については、塚原義男 (2019年)『ユリアヌスの法解釈—アクィリウス法を素材に』(滋学社) 456-473頁を参照。

50 du Plessis (2020) Borkowski's Textbook, pp. 326-329, とくに p. 327 では [Tony Weir (1992) “Contracts in Rome and England”, Tulane Law Review 66, p. 1615 を引用して] 奴隷労働が一般的なローマにおいて自由人が傷害を負う可能性の少なかったことがアクィリウス法の規定と解釈に影響したと述べるが、この点については判断できていない。

51 D.9.2.13 (Ulpianus libro 18 ad edictum) pr.

52 du Plessis (2020) Borkowski's Textbook, pp. 326-329.

なかった<sup>53</sup>。しかもアクィリウス法は被害者〔自由人〕本人による損害の訴えを予定していなかったため<sup>54</sup>、自由人が問題となり得るとしても、それはもっぱら「家子」が傷害等を負った場合に家父 (paterfamilias) が訴えうるか否かであった。法文③が「奴隷」との対比において「家子」を登場させているのも、おそらくそのためではないか。つまり、競技者の一方が、競技相手となった「家子」に傷害を負わせ、あるいは法文のとおりであるならば、死亡させた場合に、被害を受けた「家子」の父すなわち家父がアクィリウス法に基づいて訴えることができるのかが、本来、問われていたはずである<sup>55</sup>。そして、その訴えの可能性について、法文③は否定している。当該ケースにアクィリウス法の適用はないと断じたわけだが、では、なぜ「生来自由人」が同じ「生来自由人」を「殺害」までしながら<sup>56</sup>、責を負わずに済むのだろうか。免責の理由として2つの法文③・④がともに・まず挙げるのは「不法」という要素である。アクィリウス法が法的責任を問うのは、あくま

- 53 アクィリウス法の文言から直接導かれる訴権〔分類でいえば直接訴権 (actio directa)〕によってではなく、衡平性などを理由に認められる準訴権 (actio utilis) という手段を用いて保護したと考えられているが、これについてはユスティニアヌス期の改ざんとの主張もあり、自由人に生じた損害が古典期においてもアクィリウス法あるいは関連訴権の適用対象であったかについて、ここで確定的なことは言えない。
- 54 D.9.2.13 (Ulpianus libro 18 ad edictum) pr. に “Liber homo suo nomine utilem Aquiliae habet actionem: directam enim non habet (自由人は自らの名においてアクィリウス法に基づく準訴権を提起することができる) …” とあることについて、du Plessis (2020) Borkowski's Textbook, pp. 311-312 は法文をウルピアヌスに帰すべきか疑問であるとし、むしろユスティニアヌス期のものではないかとの考えを示している。
- 55 本稿は改ざんについて原則として考慮しないこととしているが、当該法文が前段ではたしかに「殺害」について論じながら、中段の「生来自由人 (ingenuus)」に関連する箇所では事案を「傷害」に切り替えており、論理的に一貫していないように見える。Amelotti (1955) p. 147 は “vulnerare” と “occidere” とを等しく扱うようになるユスティニアヌス期の傾向を指摘するが、この点の検証はできていない。法文③が古典期において自由人である「家子」の「殺害」にかんする史料として果たして耐えうるのか、すなわち一般論としてアクィリウス法に基づく何らかの訴えが「家子」の「殺害」ケースに認められたということを示すのか、逆に「競技会」という特殊な場面に限定されたものか、あるいは他の史料 [D.9.2.5.3] にもあるように、自由人たる「家子」が「傷害」を負った場合についてのみ述べているのか、さらに「傷害」から死亡に至ったケースを想定しているのかなど、慎重に検討すべきであり、ここで結論を提示することはできない。Zimmerman (1996) The Law of Obligations, p. 1015, n. 110 にはこれにかんする学説が簡潔にまとめられている。
- 56 本文のとおり、法文③はウルピアヌスの『告示註解』において「殺害」に関連した箇所に置かれていたと考えられることから、ここではひとまず「殺害」の事案と仮定しているが、この点については註 (55) を。

で「不法」に損害を生じさせた場合のみであった<sup>57</sup>。すると法文③に登場する「アスリート」には、この「不法」が欠けているとみなされたことになる。だが、なぜ「アスリート」の行為は「不法」ととらえられないのだろうか。これについて法文が述べるのはただ、先に見た法文①ときわめて似通った表現で現れる「栄光と勇気のため」(“gloriae causa et virtutis”) という理由である。

提示したわずか2つの法文からただちに競技相手を「殺害」する[あるいは傷つける]意思・意図を「アスリート」について否定し<sup>58</sup>、アクィリウス法をめぐる問題<sup>59</sup>に深く踏

57 例えばウルピアヌスによれば “Iniuriam autem hic accipere nos oportet…quod non iure factum est, hoc est contra ius (ところで「不法」について、われわれは次のように受け取っている…正しくない[?] こと、すなわち法に反してということである)…” [D.9.2.5.1] のように説明されるように、ここでは “iniuria” を「不法」と訳した [グリーンゲンベルク (著) (2001年) 『ローマ債権法講義』 329頁を参照] が、とくにアクィリウス法の “iniuria” すなわち「不法」の概念については時期により、また研究者によっても意見が分かれており、本稿では十分に扱い得ない。

58 これについて、一般論としてではあるが D.47.10 (De iniuriis et famosis libellis) 3 (Ulpianus libro 56 ad edictum) §3は “Quare si quis per iocum percutiat aut dum certat, iniuriarum non tenetur (すなわち、ある者が冗談に [相手を] たたいた、あるいは競技中にことであつたならば、不法にはあたらない)” として、ウルピアヌスが同じ『告示註解』の「第56巻」で「競技会」における “iniuria” の要素をふたたび否定している。アクィリウス法をめぐる議論は国内外で古くからきわめて多くなされおり、とくに “dolus; dolus malus (ドルス; ドルス・マルス)” や “culpa (クルパ)” [現在の「故意」や「過失」概念とは異なる可能性がありラテン原語のままとする] が「不法 (iniuria)」とどのような関係にあるのかなど、アクィリウス法とその後の解釈の全体のなかで本法文を位置づけることはできていない。したがってここでは「競技会」での行為に「不法」の要素が排除された点を指摘するだけにとどめたい。

59 アクィリウス法の “クルパ” に言及する D.9.2.10 (Paulus libro 22 ad edictum) “Nam lusus quoque noxius in culpa est (なぜなら、危険な遊びもクルパにあたるからだ)” は、「学説彙纂」では「やり投げ (iaculatio)」にかんする D.9.2.9 (Ulpianus libro 18 ad edictum) §4の “Sed si per lusum iaculantibus servus fuerit occisus, Aquiliae locus est: sed si cum alii in campo iacularentur, servus per eum locum transierit, Aquilia cessat, quia non debuit per campum iaculatorium iter intempestive facere. Qui tamen data opera in eum iaculatus est, utique Aquilia tenebitur (遊びでやり投げをしていたせいで奴隷が殺害された場合、アクィリウス法が適用される。しかし、他者と野原 [フィールド] でやり投げが行われていたところ、奴隷がその場を横切ったのなら、アクィリウス法は適用されない。というのも、やり投げ場を不適切に通行すべきではないからである。しかし、狙って奴隷に向けて矢が投げられたのなら、そのときにはアクィリウス法によって責めを負わされる)” に続くものとされている。本稿との関係で言えば、死亡の可能性すらある危険を伴う「競技会」へ参加する者自身の “クルパ” を問うこともできるかもしれない [例えば Gamauf (2014) はとくに4頭立て戦車競技の危険性について指摘している]。なおここに示した両法文の関係等については Emanuel

み込むことはここでは適切でないだろう。しかしながら、少なくともいま指摘できるのは、「栄光 (gloria)」と「勇気 (virtus)」が「殺害」というきわめて重大な結果をも正当化するほどの“価値”をもったということではないか。ただし、その際われわれが注目すべき点がもうひとつあろう。免責の範囲が厳密に「競技会」に限られており、法文の後半に述べられているとおり、競技以外の場で、あるいはすでに闘いから離脱した者をさらに傷つければアクィリウス法は加害者に賠償を命じたはずである。

以上、検討したところから、「アスリート」とはおよそ「競技会」において闘う者であり、その「競技会」での闘いには「栄光」と「勇気」という“価値”が伴ったことが推測される。するとわれわれはここに「アスリート (athleta)」と「勇気 (virtus)」、さらに「競技会 (certamen)」という3つの要素が互いに関連し合いながら示されたことを知るだろう。では、そのうちの「競技会」とはいかなるものであったのか、ローマにおける「競技会」の成立と発展についても少し触れておきたい。

### c. *athletarum spectacula*…

よく知られたアウグストゥスの「業績録 (Res Gestae Divi Augusti)」・「第34節」のなかに次のような記述がある。アウグストゥス自身が6度目と7度目のコンスル<sup>60</sup>職を担った年[紀元前28・27年]、自らの権力を元老院とローマ市民へと引き渡した (translare) ことにより“アウグストゥス”[Augustus (尊厳者)]の称号を与えられたまさにそのとき、「黄金の盾がユリウス議事堂 [元老院会堂] に設置され (est et clupeus aureus in curia Iulia positus)」、その盾は「勇気と慈愛、正義と敬虔さのゆえに元老院とローマ市民によって私に与えられた (mihi senatum populumque Romanum dare virtutis clementiaeque et iustitiae et pietatis caussa)」のだという<sup>61</sup>。こうして、自身をめぐる大きな変化にあわせるように「勇気 (virtus)」<sup>62</sup>を語ったアウグストゥスは、ローマに“ギリシア型”の「競

---

van Dongen (2014) *Contributory Negligence: A Historical and Comparative Study* (Leiden: Brill) pp. 189-302 [第4章] に詳しい [ただし Dongen はその P. 207 以下で古典期における両法文の直接的な関連について否定している]。

60 一般に「執政官」と訳されるが、本稿では註(23)と同じ理由からラテン語をアルファベット表記のままとした。

61 この後に有名な一節、「以後、自身は権威においてすべてに優るも、権力の点では私と共に公職に就く同僚たちのいかなる者も凌ぐことはなかった (Post id tempus auctoritate omnibus praestiti, potestatis autem nihilo amplius habui quam ceteri qui mihi quoque in magistratu conlegae fuerunt)」[Res Ges.34] が続く。

62 アウグストゥスがここに述べた“価値”あるいは“美德”の4つのうち「勇気」については「男

「競技会」を広めた立役者でもあった<sup>63</sup>。

ところで、これまでわれわれが見てきた「アスリート」もまた、ローマ人にとっての伝統ではない。それは、例えば法文③に登場した各種競技がギリシア伝来のものであることから明らかだと思われる。もっとも、ローマの人々が「アスリート」に出会うのが帝政期に入って初めてだったというわけでは決してない。古くはエトルスキの時代にも存在したといわれ、少なくとも共和政期には多くの史料から「競技会」そして「アスリート」への関心が良くも・悪くも認められる<sup>64</sup>。けれども「アスリート」と彼らによって行われる“ギリシア型”の「競技会」にとりわけ強い関心を示したのがアウグストゥスその人であったことは確かだと言えそうである<sup>65</sup>。というのも、彼は自らの勝利を祝い、新たに築いた都市において「競技会」を催している。紀元前31年、このときカエサルの子としてオクタウィアヌスと呼ばれていた彼は、ギリシア沖のアクティウムでアントニウス・クレオパトラの連合軍に勝利すると、戦勝を記念し、海戦の地に近いニコポリスで「競技会」を開催したことが複数の史料から

性」をあらわす“vir”と語源的に関連することから[Cic.Tusc.2.43: “Appellata est enim ex viro virtus”]、“virtus”は「男性性」、またそれが最も発揮される「戦闘」に結び付いて概念されることが多い[“virtus”の意味や訳語について註(131)を]。とくにAnthony J. S. Spawforth (2012) *Greece and the Augustan Cultural Revolution* (Cambridge/ New York: Cambridge University Press)は一貫してこの見方を維持するが[例えば pp. 8-10]、同書の指摘するアウグストゥスの治世における重要な“価値”としての「男性性(“manliness”）」については本稿で直接の検討対象とはしておらず、結論は留保する。ここで取り上げた「業績録」にかんしては、島田誠(2005年)『『神アウグストゥスの業績録』(Res gestae divi Augsti)の性格と目的』『人文』4、105-130頁を参照。本文で後述するように、アウグストゥスはローマの自身の墓前に青銅版に刻ませた同文書が建立されるよう、スエトニウスによれば[Sve.Aug.101.4]おそらく遺言に付属した文書において内容と共に指示したものであろう[「業績録」を刻んだローマの原本(青銅版)はその後失われ、内容は現在のアンカラにある神殿の壁面に刻まれたアンキユラ碑文(Monumentum Ancyranum)を中心に属州に残された複数の史料から再構成されている]。

63 Donald G. Kyle (2015) *Sport and Spectacle*, pp. 276-279.

64 エトルスキ時代は両者を結ぶ“missing link”[Scanlon (ed.) (2014) *Sport in the Greek and Roman worlds* 2, p. 13.]と表現されるように、ローマにおける“ギリシア型”「競技会」の先駆けとも考えられている。共和政期以降については、リウイウス『ローマ建国史(Ab urbe condita)』[Liv.39.22]に紀元前186年、フルウィウス[Marcus Fulvius Nobilior]によって戦勝を記念した“athletarum quoque certamen tum primo Romanis spectaculo fuit (「アスリート」による「競技会」が初めてローマのひとびとに披露されるようになった)”とあり、この叙述から例えばNewby (2005) *Greek Athletics*, pp. 24-27など広く紀元前186年に共和政期のローマで最初の、さらに紀元前55年にはポンペイウスによって“ギリシア型”の

伝わっている<sup>66</sup>。当該「競技会 (Aktia)」はギリシアのオリンピックのそれに倣い4年ごとに<sup>67</sup>開催されたという。さらにこのギリシアの地・ニコポリスでの「競技会 (Aktia)」から30年ほどした紀元後の2年には、やはりアウグストゥスによってナポリで「競技会 (Sebasta)」<sup>68</sup>が開催された。ナポリの「競技会」は正式名称を “Italika

「競技会」が開催されたとしている。ただしこれらの「競技会」[Ludi Magni; Ludi Romani]では“ギリシア的”競技以外の要素も多分に含まれた。他に Nigel B. Crowther (1990) pp. 268-273 を参照。ローマの人々の「アスリート」あるいはこうした「競技会」の受け止め方については註 (17) のキケロの発言や註 (73) を。

- 65 Kyle (2015) *Sport and Spectacle*, p. 278-286 ではアウグストゥスによる統制 (“game-master”) の視点から「催し (spectaculum)」全体のなかに「アスリート」と「競技会」を位置づけようとしている。
- 66 ストラボンの『地理誌 (Γεωγραφικά)』 [Strab.7.7.6] およびディオ・カッシウス『ローマ史 (Historiae Romanae)』 [Dio.51.1.1-3] およびスエトニウス『ローマ皇帝伝 (De Vita Caesarum)』 「アウグストゥス」 [Sve.Aug.18.2] にそれぞれ記載がある。このうちストラボンはニコポリスをめぐる政治状況にも比較的多くの言及を行っているが、これにかんして Anthony J. S. Spawforth (2012) *Greece and the Augustan Cultural Revolution* (Cambridge/New York: Cambridge University Press) pp. 33-36 が詳しい。また、同書 p. 162 にもあるとおり、ストラボンによればアウグストゥスは古くからおこなわれていたアポロ神を奉るこの地方の祭典を次のとおり “Isolympic” へ格上げ (“upgrade”) したとされる。すなわちディオの記載 [ストラボンもほぼ同様] から、この「競技会」の勝者には伝統的なオリンピック競技会の勝者と同じく母市において生涯にわたり無料で食事を供されることが述べられている。本「競技会」の格付けにかんしては多くの研究書、例えば Kyle (2015) *Sport and Spectacle*, p. 281 など “Isolympic” としている [他に Onoufriou Paulogiannis らによる (2009) “The Aktia of Nikopolis: new approaches”, *Nikephoros* 22, pp. 79-102 はより具体的な理由を挙げている]。また「競技会」の開催年 [上記の諸史料から研究者は紀元前30年から27年の間のいずれかと考える] についても議論があり、Robert A. Gurval (2001) *Actium and Augustus: The Politics and Emotions of Civil War* (Ann Arbor: University of Michigan Press) pp. 74-77 をとくに参照。“Isolympic” については本文で後にまた述べる。
- 67 “Aktia” についてストラボン [Strab.7.7.6325] およびディオによれば “πεντετηρικόν” [Dio.51.1.2]、スエトニウスによれば “quinquennales” [Sve.Aug.18.2] すなわち「5年」 [開催年を1年目とするため現在の計算では4年おき] と伝えられている。続くナポリの「競技会 (Sebasta)」でも同様と推測されるものの、開催サイクル (日程) については議論がある。後者について例えば E. M. Elena M. De Martino (2013) “Neapolis e gli imperatori, Nuovi dati dai cataloghi dei Sebasta”, *Oebalus. Studi sulla Campania nell'antichità* 2, pp. 203-215 を参照 [とくに p. 213 以下の補遺には Maria L. Caldelli (1993) *L'Agon Capitolinus, Storia e protagonisti dall'istituzione domiziana al IV secolo* (Roma: Istituto italiano per la storia antica) に基づく開催年の一覧が示されている]。
- 68 この「競技会 (Sebasta)」については長く主としてオリンピアから発見された碑文 (IvO 56) を通じて研究がなされてきた。例えば Russel M. Geer (1935) “The Greek games at

Rhomaia Sebasta Isolympia” といひ、“Sebasta” とはギリシア語で「アウグストゥス」[Σεβαστός]を意味した。したがって「競技会」はアウグストゥスを記念して行われたものであったが、“Isolympia” すなわち「オリンピックを模して」と名付けられた“ギリシア型”の「競技会」が、ついにイタリアの地で催されたことは大きかったろう。さらに、では首都ローマで事態はどのように展開していたのであろうか。これについて、アウグストゥスが晩年に自らを振り返り、墓前に建立される青銅版に刻んで残されるよう望んだという先の「業績録」には、次のとおり誇らしく、自らの「催し」について述べた個所を見ることができる。すなわち、彼アウグストゥスは「剣闘士による試合 (munus gladiatorium) を私の名前で3度、息子と孫の名において5度提供し、これらの試合にはおよそ1万人もが参加した。各地から広く呼び寄せたアスリートによる競技会 (athletarum spectacula) を私の名前で2度、3度目は孫の名において人々に提供した。見世物 (ludi) は私の名前で4度、そして他の公職者に代わって23度開催した」<sup>69</sup> という。すると、伝統的なローマ型の各種「催し (munus/ludus<sup>70</sup>)」に加え、ローマ市において“ギリシア型”の「競技会 (athletarum spectacula)」<sup>71</sup> が、彼のもとで大々的に行われたことになるであろう。ま

---

Naples”, Transactions and Proceedings of the American Philological Association (TAPhA) 66, pp. 208-221; Rudolf Rieks (1970) “Sebasta und Aktia”, Hermes 98-1, pp. 96-116 など [オリンピアの碑文にかんしての研究は Wilhelm Dittenberger/Karl Purgold (1896) Die Inschriften von Olympia (Berlin: Asher) pp. 117-126] に始まり、例えば Nigel B. Crowther (1989) “The Sebastan Games in Naples (IvOl. 56)”, Zeitschrift für Papyrologie und Epigraphik 79, pp. 100-102 は Dittenberger の見解を修正しつつ参加資格や褒賞などについて論じている。従来の文献史料およびオリンピア碑文を中心とした分析に加え、2004年に地下鉄工事中 [ナポリ地下鉄1号線ドゥオモ駅 (建設中)] に遺跡と多くの碑文が発見され、とくに碑文には優勝者名のリストも含まれるなど、現在ではこの発見に基づく新たな研究も進められている [Giuseppe Vito 監修による (2017) Sebasta Isolympia. Il patrimonio riscoperto, l’eredità culturale da valorizzare (Napoli: Albano) は発見にかんするものを含め、本「競技会」を中心に寄せられた研究論文集: スポーツの研究・普及等を目的とする1998年 (イタリア) 国際クーベルタン委員会 (Comitato Italiano Pierre de Coubertin) 発足20周年記念論集となっている]。

69 “Ter munus gladiatorium dedi meo nomine et quinquens filiorum meorum aut nepotum nomine, quibus muneribus depugnauerunt hominum circiter decem millia. Bis athletarum undique accitorum spectaculum populo praebui meo nomine et tertium nepotis mei nomine. Ludos feci meo nomine quater, aliorum autem magistratuum vicem ter et viciens.” [Res Ges. 22]

70 ローマにおける「催し」について、伝統的・一般的には“munus”あるいは“ludus”のいずれかの語が用いられたことについて、註(35)を。

71 ここに述べる「3度」のうち1度目はおそらく紀元前28年、ディオ [Dio.53.1.5] によれば

たスエトニウスが伝えるところによれば、アウグストゥス自身きわめて熱心なギリシア競技、ことに“拳闘士 (pugiles)” [ボクシング] による試合の愛好者であった<sup>72</sup>。

こうした最高権力者による「競技会」の開催とイタリア・ローマへ広がり「アスリート」の評価を高め、人々の関心を集める結果となったろう<sup>73</sup>。それは上で述べた盾 (clupeus) の存在が示すように、アウグストゥスの目指す新たな“価値”としての「勇気 (virtus)」

マルスの野に仮設の木製のスタジアムがつくられ、「競技会」が開催されたという。続く2回について、Hugh M. Lee (2014) “Greek Sports in Rome”, In: Christesen/Kyle (eds.) *A Companion to Sport and Spectacle*, p. 536 は紀元前19年 [Dio.54.10.34] と、紀元前12年 [Sve. Aug.44.3] にそれぞれ開催されたものであろうと推測する。

- 72 “Spectavit autem studiosissime pugiles et maxime Latinos, non legitimos atque ordinarios modo, quos etiam committere cum Graecis solebat, sed et catervarios oppidanos inter angustias vicorum pugnantis temere ac sine arte (さて、[アウグストゥスは] たいへんに拳闘士 [の闘うの] を、わけてもラティウム風の拳闘士たち、[アウグストゥスは] 彼らをギリシア人とも闘わせるのを常としていたが、しかし、そうした公認の正規のものばかりでなく、狭い通りで向う見ずに [訓練された] 術もなく街で徒党を組んだ輩 [が闘うの] をことさら好んで観た)” [Sve.Aug.45.2] という。David Wardle (2014) *Suetonius Life of Augustus* (Oxford: Oxford University Press) p. 337 はここに3種類の試合が描かれているとし、「ギリシア人」および「ギリシア人」と闘う者は職業団体に属するプロ選手と解釈しているように見える [国原吉之介訳『ローマ皇帝伝』(岩波文庫、1986年) 144頁もほぼ同じ]。
- 73 ローマの人々の“ギリシア型”「競技会」に対する受け止め等について Christian Mann (2002) “Griechischer Sport und römische Identität: die certamina athletarum in Rom”, *Nikephoros* 15, pp. 125-158 を参照。Mann のこの当初の論文ではローマの人々の反応に両面あったとされ、一方で “gymnasium” [本稿はローマの「アスリート」にかんして「ギムナシウム」の問題には医療やトレーニングの面でも触れることはできていない] での鍛錬には好意的な評価が一般的であったものの、とりわけ “nudity” についてはなお受け入れがたい面が強かったと評価していた [本論文には英訳版として “Greek Sport and Roman Identity: the certamina athletarum at Rome”, In: Scanlon (ed.) (2014) *Sport in the Greek and Roman worlds* 2, pp. 151-181 があり、そこは本文に続いて補遺が置かれ独語版2002年から2014年までに出版された2つの研究書 König (2005) *Athletics and Literature* および Newby (2005) *Greek Athletics* に対するコメントが加えられている]。ともに2005年に刊行された König・Newby の2冊は従来の研究素材に加えて碑文さらにはモザイク画といった新たな史料を用いることでローマにおける「アスリート」の実像にあらためて迫ろうとするものとなっている [研究史の中の位置づけについては註(15)を]。伝統的に“ギリシア型”の「競技会」や「アスリート」に対するローマ人の側からのイメージ・反応は消極的であったとされてきたが、帝国の東側のみならず西側でも盛んであったことが示されるなど、従来像からの転換が進められている。なおこの2冊に対しては Kyle による書評 [(2007) “Greek Athletics in the Roman Empire: Literature, Art, Identity and Culture”, *The Classical Journal* 103-1, pp. 107-113] もあり、近年、史料横断的な研究が進展し、またそうした研究成果への関心が高まるとともに新たな評価が確立されつつあるように見える。

を具現化するためであったかもしれない<sup>74</sup>。だが、いずれにせよローマの中央権力と結ぶ大きなきっかけを得た「アスリート」は、続く皇帝たちとも積極的にその関係を深めていく<sup>75</sup>。するとついにドミティアヌスの治世下、紀元後86年には“Capitolia”あるいは“Agon Capitolinus”と呼ばれた「競技会」開催に際し、石造りの常設スタジアムがローマに造営されるに至ったという<sup>76</sup>。果たしてこうした関係は「アスリート」にどう影響し、またいかなる変化を生じさせていったのだろうか。次に、彼らに与えられた“特権(privilagium)”<sup>77</sup>の様子からこの点をうかがっていきたい。

#### d. *civilium munerum*…

法文⑤ D. 27.1 (De excusationibus) 6 (Modestinus libro 2 excusationum)

§ 13 Ulpianus libro singulari de officio praetoris tutelaris ita scribit: athletae habent a tutela excusationem, sed qui sacris certaminibus coronati sunt.

【学説彙纂】第27巻・第1章(免除について)第10法文(モデスティヌス『免除に関して』第2巻【より】)

74 Spawforth (2012) *Greece and the Augustan Cultural Revolution*, p. 165. 関連して同書の「第1章」にも述べられている。

75 皇帝カリグラは38年および39年に、皇帝クラウディウスは44年にそれぞれ「競技会」を開催している。ただし、これらの競技会はアウグストゥスの「競技会」と同様、完全に“ギリシア型”であったわけではないという。それらにはローマ的要素、例えば剣闘士など「アスリート」競技以外のものも含まれた。皇帝ネロの時代、60年に“Neroneia”と名付けられた「競技会」が開催されると、ネロのギリシア趣味はよく知られるが、競技からローマ的要素が排除されていったと考えられている[ただし“Neroneia”はネロの死により2度目の開催はなかった]。皇帝と「競技会」の関係についてはLee (2014)のほか例えばKönig (2005) *Athletics and Literature*, pp. 225-235; Kyle (2015) *Sport and Spectacle*, pp. 316-318.

76 名称の由来は、「競技会」がローマ7丘の1つカピトリヌス丘のユピテル神に捧げられたため。これについてMann (2014) p. 167は本競技会をローマの人々がギリシアのオリンピック競技会[ゼウス神に捧げられた]に対置させたものと見ている。なお「スタジアム」にかんしてHazel Dodge (2014) “Venues for Spectacle and Sport (other than Amphitheatres) in the Roman World”, In: Christesen/Kyle (eds.) (2014) *A Companion to Sport and Spectacle*, p. 566-567によれば、註(64)のとおり紀元前186年におそらくローマにすでにあった施設[劇場など]を用いて実施されて以来、カエサルそして註(71)のアウグストゥスによって開催された際にも、またネロの時代にもなお「競技会」会場は一時的な施設にとどまったが、このときドミティアヌスの命によりマルスの野に建設された初の常設スタジアムの全長は275メートル、フィールドのトラックは192メートルにもなったという。こうしたスタジアムの完成はまた“ギリシア型”の競技種目が本格的・全面的に実施されたことを意味するものでもあろう。

第13項：ウルピアヌスは、『後見 [の任命] にかんするプラエトルの職務について』の第1巻で、次のように書いた。すなわち、「アスリート」は後見 (tutela) [の責務] を免れるが、それは神聖な競技会 (sacra certamina) で冠 (corona) を授けられた者 [すなわち優勝者] のことであると。

法文⑥ C.10.54 (De athletis) 1

Imperatores Diocletianus, Maximianus

Athletis ita demum, si per omnem aetatem certasse, coronis quoque non minus tribus certaminis sacri, in quibus vel semel romae seu antiquae graetiae, merito coronati non aemulis corruptis ac redemptis probentur, civiliun munerum tribui solet vacatio.

〔勅法彙纂〕第10巻・第54章（「アスリート」について）第1法文

ディオクレティアヌス帝とマクシミアヌス帝 [は次のとおり宣旨する]

「アスリート」は次の [要件を満たす] ときに限り、市民的義務 (civilia munera) からの免除 (vacatio) [の特権] が授けられることを常とする。すなわち、彼らが生涯の闘いのうち、神聖な競技会 (sacerum certamina) で少なくとも3つの冠を、そうしてまた、それらのうち1度はローマあるいは古のギリシア [で行われる競技会] において、正しく冠 (corona) を勝ち得たこと、すなわち相手を [金で] 墮落させ、買収して [得た勝利] ではないことが証明された場合に限ってである。

ここに挙げた2つの史料はいずれも「アスリート」がさまざまな「義務」あるいは「負担」を免れる“特権”を有していたことをわれわれに示そうとする。まず法文⑤は3世紀半ばに活躍した法学者モデスティヌス<sup>78</sup>が「後見」の「免除」を受け得るさまざまな人々・

---

77 “特権 (previlagium)” についてはすでにアウグストゥスにかんして、スエトニウスは彼が “athletis et conservavit privilegia et ampliavit (「アスリート」に対して [従来の] 特権を保持し、かつ増やすようにした)” [Sve.Aug.45.3] と述べる。Wardle (2014) *Life of Augustus*, pp. 337-338 はここでアウグストゥスがアントニウスによって付与されていたものをさらに増やしたと推測するが、具体的な内容については判断できない [Dio.52.30 でも同様のことが伝えられている]。

78 モデスティヌス (Herennius Modestinus) は、古典期ローマ法学の最後を代表する法学者とされる。法文①以来たびたび本稿でも著作を引用したウルピアヌスの弟子として伝わり、ここでも師ウルピアヌスの言葉を引いている。なお、紀元後426年に東ローマのテオドシウス2世と西ローマのヴァレンティアヌス3世が発し、のちに引用法 (Lex citationum)

ケースについて、自身の師であったウルピアヌスの発言を引いて述べている。そのウルピアヌスによれば、「アスリート」は「後見」の任を担わなくてよいのだという。ローマの「後見」にはいくつかの種類が認められるが<sup>79</sup>、後見人 (tutor) は自らの責任において被後見人の財産を管理する権限を有する一方、「後見」を終了する際には適切な財産管理が行われたかどうかの監査が行われ、不適切であった場合には訴訟を通じて損失を償わなければならない<sup>80</sup>。家父を亡くし、相続によって財産を得た未成年者 [あるいは成熟後であっても原則として女性たち] には彼らを保護する人物が必要だったろう。そしてたしかに古い時代には財産を守り、併せて家産の流失を防ぐに効果のあった「後見」制度であったが、時代が下るにつれ、その任務はより大きな「負担」と考えられるようになっていた。結果、法文⑤では「アスリート」をその「負担」から免除するとして、彼らを“特権”の対象に含めている。ただし、ここでわれわれがより注意深くあるべきは、その「アスリート」がもっぱら「神聖な競技会」で勝利した者に限定されている点ではないだろうか。と

---

と呼ばれることとなった勅法 [裁判等で適用・引用されるべき学説 (学者) とその際の基準について定めたもの] には、古典期を代表する5名の法学者の名が挙げられ、そのなかにパピニアヌス、パウルス、ウルピアヌスと、時代的には最後となるこのモデスティヌス、そしてガイウスが含まれている。

- 79 家父の死亡によって家子 (filius)・家女 (filia) はいずれも自権者 (sui iuris) となり、自ら財産を所有することから、主としてその財産を管理するために、未成年 (impubes) の期間 [男性: 14歳未満 / 女性: 12歳未満]、また女性については原則として生涯にわたり [例外的にマヌス婚 (cum manus) により夫の権力下に入る場合・あるいは下記の有子の権 (ius liberorum) 等による例外は別として] 後見が付けられた。後見人の指定は第一に死亡する家父が遺言で行ったが (tutela testamentaria)、指定がない場合には法定後見 (tutela legitima) となり、これら2つがともに成立していないときには、原則としてプラエトルとトリプヌス・プレプス (“護民官”) [属州では属州長官など] によって後見人が任命される (tutela dativa) こととなった。女性については紀元前18年ころのアウグストゥスの立法 (Lex Iulia de maritandis ordinibus) [紀元後9年の修正法 (Lex Papia et Poppaea)] を通じて基本的に3人以上の子 [「子」の定義は別に措く] を得たとき婦女後見そのものを免れると規定されたが、女性に対する後見人の有無・契約等の法律行為における後見人の助成の必要性について議論がある。したがって、あるいは未成年者後見を中心に置いたとしてもこの時期の「後見」の実質的な負担感についてはあらためて考えたい。
- 80 ローマの法には直接代理の制度はなく、間接代理であったことから、代理人の行為の効果が直接に本人に発生・帰属することはなかった。すなわち、ローマでは後見人は被後見人の財産を所有者の立場で (domini loco) 管理・運用したが、そのとき契約の効果は常に・すべて後見人自身のものであり、後見終了時に清算される仕組みとなっていた。なお、「後見」にかかわる訴訟 (actio tutelae) で後見人が敗訴した場合には「不名誉」の汚点を負うことにもなった。

いうのも、次の法文⑥にもまた同じ「神聖な競技会」という表現が登場し、「アスリート」への特権的な扱いに制限を付しているように見えるからである。

法文⑥はこれまでわれわれが検討してきた史料「学説彙纂」ではなく、「アスリートについて (De Athletis)」の表題のもと、「勅法彙纂」に収められた紀元後 293 年ころと推定される皇帝の勅法である<sup>81</sup>。本稿に取り上げた史料のなかでは最も遅く、当時共同統治者であった東のディオクレティアヌスと西のマクシミリアヌスは連名で、「アスリート」が幅広く「市民的義務 (civilia munera) から免れるとついに宣言している。ところで、この「市民的義務」のなかに先ほどの「後見」もまた含まれたとすれば<sup>82</sup>、両法文の述べ

81 勅法の発せられた時期や経緯については Wallner (2014) pp. 320-324 [p. 320, n. 35; 36] に詳しい。当該勅法が「アスリート」個人に向けられたものか、あるいはむしろ“特権”とはあくまで「アスリート」団体 (synodos) [の構成員] に与えられるのかについては十分に検討されなければならない。この点について上記 Wallner を含め Amelotti (1955) 以来の多くの研究は後者の立場をとる。というのも、ここで取り上げた法文の時期より前に「アスリート」への、そしてとくに彼らが構成する団体への“特権”の付与が行われてきたと考えるべきだからである。例えばトラヤヌス帝にかんしてはプリニウスとの往復書簡 [『書簡集 (Epistulae)』 [Plni.Epi.10.39; 40; 118-9] が知られており、またハドリアヌス帝 [とその後を受けたアントニウス・ピウス帝] は近年発見されたエフェesus出身の「アスリート」団体長 [Marcus Ulpius Domesticus] に宛てた手紙 [を写した碑文:IG XIV.1054b;1055b] によって、ローマ市内に集会所 (Curia athletarum) の設置を認可したとされ、時期や場所等についても研究が促進されている [近時のものでは Beam Fauconnier (2017) “The Organisation of Synods of Competitors in the Roman Empire”, *Historia* 66-4, pp. 442-467]。「アスリート」により結成された団体は“特権”の付与に関する問題とも深くかわり、本来ここで十分に論じられなければならないが、本稿では扱うことができていない [「競技会」と所属団体の問題については註 (83) を]。これについて差し当たり [上で引用したもの以外に] 同じ Remijsen (2015) *The End of Greek Athletics*, pp. 230-251 は、その p. 245 で法文⑥にも直接触れている。また König (2005) *Athletics and Literature*, pp. 212-225; Kyle (2015) *Sport and Spectacle*, pp. 319-322; Ulrich Sinn (2014) “Olympia and the Curia Athletarum in Rome”, In: Scanlon (ed.) *Sport in the Greek and Roman worlds 2*, pp. 182-188 を。とくに法的な観点からは Wallner (2014) pp. 309-328 が論じている。なお、“synodos” [σύννοδος] については「組合」の訳語が一般的と思われたが、本稿では当該組織の法的性質について確認できておらず、ひとまずローマ法上の「組合契約 (societas)」と区別をするため「団体」とした。

82 D.27.1.6 (Modestinus libro secundo excusationum) § 15 によれば “Tutela non est rei publicae munus nec quod ad impensam pertinet, sed civile; nec provinciale videtur tutelam administrare (後見は公けのことがらにかかわるものではなく、報酬を受け取るようなものでもない、それは市民的義務である。したがってまた後見を執り行うことは属州における義務だともみなされない)” とあって、ここでは「後見」が「市民的義務」のひとつとされている。

るところは一致する。ただし、どちらの法文でも「義務」の「免除」という“特権”を得るには「神聖な競技会」での勝利が前提とされている。するとあらためて「神聖な競技会」とはいったい何を・どのような「競技会」を指していたのか問う必要が出てこよう。これについて、われわれが扱う史料の現れる時期、すなわちローマ帝政期・とくに3世紀にあつては、域内にきわめて多彩な「競技会」が展開されていたという。一方、それにともない「競技会」の格付けもまた進んでいったことが推測される<sup>83</sup>。そもそも紀元前6世紀ころからギリシアにおいて次の4つ、すなわちオリンピア・ピティア・ネメア・イストミアの“4

---

もっとも史料は錯綜し、古典期について解釈はさまざまあるが、ユスティニアヌス帝の「法学提要 (Institutiones)」[I.1.25.pr.]では“nam et tutelam et curam placuit publicum munus esse (すなわち後見と補佐は公的義務であるとみなされる)”となっている。

- 83 Remijsen (2015) *The End of Greek Athletics* では冒頭 [p. 1]、紀元後250年ころをひとつの頂点として、帝国のあらゆる場所に「アスリート」の活動域が広がり、また「競技会」もきわめて盛んであったと述べる [同書 pp. 344-348; Henri W. Pleket (2014a) “Inscriptions as Evidence for Greek Sport”, In: Christesen/Kyle (eds.) *A Companion to Sport and Spectacle*, pp. 102-104]。「競技会」の格付けにかんして従来大きく2種類、一方に「神聖な冠の競技会 (ἀγῶνες ἱεροὶ καὶ στεφανίται) と他方に「賞金競技会 (ἀγῶνες χρηματικοί)」が存在したとされてきたが、Sofie Remijsen (2011) “The So-called “Crown-Games”: Terminology and Historical Context of the Ancient Categories for Agones”, *Zeitschrift für Papyrologie und Epigraphik (ZPE)* 177, pp. 97-109 は、“στεφανίτης” [さらに“ἱερός”の使用法についても検討している]と“χρηματίτης”とを単純に「冠競技会 (crown game)」と「賞金競技会 (prize game)」と対比して訳し分けられてきたことについて、語の本来の意味と近代以降の用語法のずれを示す。それにより例えば Pleket (1975) を含めこれまでも指摘されてきた2種類の「競技会」の区別の仕方、あるいは勝者に与えられる褒賞の内実にかかる問題を整理するとともに、後者の“χρηματίτης”は時代的に遅れて登場したことを立証していく [「競技会」にかんしてはまた橋場 (2016年) 41頁を参照]。なお、2つの「競技会」カテゴリーの存在と連動して「アスリート」の団体の種別もまた問題となるが、これについて Pleket (2014a) p. 104-105 は [Pleket (1973) 以来の主張として]「神聖な競技会」の勝利者のみからなる上位団体 [ἡ σύνοδος τῶν ἀπὸ τῆς οἰκουμένης ἱερουρικῶν καὶ στεφανειῶν] と、広くそれ以外の「競技会」の勝者からなる別個の・下位団体という2種類が存在し、2世紀初めころ最終的に1つの団体へまとめられたと考える。これについては議論があり、Remijsen (2015) *The End of Greek Athletics* の「第10章」[pp. 220-251]は“The athletic professional”と題して、Pleket (1973) pp. 197-227 [本論文で Pleket は自身に先立つ Clarence A. Forbes (1955) “Ancient Athletic Guilds”, *Classical Philology* 50-4, pp. 238-252 を批判的に継承する] 以来の議論の全体像を明らかとし、さらに自身の見解を展開する [Remijsen は pp. 234-235 で下位団体の存在を証明できないとして従来の見方に否定的な見解を明らかにするがここでは立ち入らない]。また団体への加入方法や会費また組織について、ひとまず Remijsen (2015), *The End of Greek Athletics*, pp. 220-251 を [また p. 117 には3世紀に会費として850デナリウスを支払った例を挙げている]。

大大会（periodos<sup>84</sup>）には特別な地位が認められていたようである。これらの大会における勝者が獲得したものはただそれぞれの大会ごとに異なる草・木で編まれた「冠」であったが、むしろその名誉のゆえに多くの・優れた選手を惹きつけたのだろう。そこから、これら“4大大会”に倣った「競技会」の開催を望む都市も多く、先に触れたとおりアウグストゥスもまたそれを評価した者の一人であったに違いない。自らが創始した「競技会」が“Isolympia”すなわち「オリンピアに倣った競技会」の格式をもつとしたのである。

さて、法文に戻り、「神聖な競技会」が目下の問題とどうかかわるのかあらためて確認していききたい。上で述べたように、ギリシア・ヘレニズム時代に始まった“periodos”の伝統はローマにも引き継がれ、帝政初期にはアウグストゥスの「競技会」のおそらく2つ<sup>85</sup>と、さらにドミティアヌス帝時代の先の“Capitolia”が加えられ、ついに7つの・いわば“periodosの完成形（περίοδος τέλειος）”を見ることとなった。一方、これらを中心にますます多くの「神聖な競技会」が登場するのもローマ帝政下の出来事である<sup>86</sup>。多くの都市は「冠」をかけた「神聖な競技会」の開催を望み、さらに重要なことには、いまや何が「神聖な競技会」かを決定するのも皇帝自身であった<sup>87</sup>。結果として、近年の碑文研究などによれば過剰ともいえる「競技会」開催の様相を呈していた<sup>88</sup>のが、われわれ

84 “periodos” [περίοδος] には「周回 (circuit)」・「サイクル (cycle)」の意味があるとされ、参加者が「競技会」を転戦し、あるいは「競技会」が一定年の間隔で〔原則として4年あるいは2年をおいて〕開催された様子がうかがふ。ただし、この語“periodos”の使用自体は紀元前2世紀ころから見られ始めたといいい、Remijsen (2011) p. 99によれば、とくにローマ帝政期に急増している。

85 Pleket (2014a) p. 103 はアルゴスの「ヘラ競技会 (agon Heraia)」カナボリの「競技会 (Sebasta)」のいずれかであるとしている。これについて Anthony J. S. Spawforth (1989) “Agonistic festivals in Roman Greece”, Bulletin of the Institute of Classical Studies (BICS) 36, pp. 193-197 は「ヘラ競技会」が後の追加ではなく、すでに古い“periodos”の1つとして含まれていたとして、この点では Pleket に否定的に述べている。

86 Pleket (2014a) p. 103 によれば、ギリシア語圏においてローマ時代、約20もの“オリンピック”を名乗る「競技会」が開催されたという。また Pleket (1975) p. 60 によれば300を超える“agōnes”があり、それを支える「アスリート」の十分かつ豊富な市場 (“market”) が存在したことを強調する。こうした状況が「アスリート」にもたらした質的变化については本文であらためて考察する。

87 Remijsen (2011) p. 107 はトラヤヌス帝以降この傾向が強まり、都市の財政状況を見て、あるいは軍事協力の見返りとして、「競技会」とくに「神聖な競技会」の開催許諾が政治的に利用されたとみる。トラヤヌス帝と「アスリート」についてはまた註(81)を。

88 Remijsen (2015) The End of Greek Athletics, pp. 344-346.

の扱う史料法文⑥の発せられた時期であることになる。こうした背景を踏まえれば、たしかに法文で「1度はローマあるいは古のギリシア」とわざわざ要件が加重されているのは、おそらくとくに“periodos”での勝利を意識したものであったろう<sup>89</sup>。すなわち、義務的「負担」の「免除」を受けるためには「神聖な競技会」で少なくとも3度は優勝し、かつ、うち1度はこのいわば“グランド・スラム”<sup>90</sup>で得た価値ある勝利でなければならなかった。

以上の検討結果をわれわれはどのように受け止めればよいのだろうか。「負担」や「義務」の「免除」といった“特権”で優遇されたかに見えた「アスリート」には、それ以上に皇帝たち[あるいはその意を受けた法学者ら]による統制が進められていたようにも見える。“特権”の付与を介して「アスリート」とは何者か・何者であるべきかを定めようとしていた印象すらある。「競技会」の増加は自然とそこへ集まる「アスリート」の数を増やし、さらに彼らのあいだに多様性をももたらしたことだろう。では、実際「アスリート」とはどのような人々で、彼らはどのような暮らしをしていたのであろうか。検討の最後に、これまでに見てきた“「アスリート」像”とは若干異なる内容の法文を紹介したい。というのも、はじめに述べたように、「アスリート」にかかわる法文史料は数として多くない。ところが、その大半の扱う問題は同じ、すなわちわれわれの法の区分でいえば私法、なかでも金銭の貸借にかかわるものがほぼ半数を占めているのである。一方、法文①を検討して以来、「アスリート」とはもっぱら「勇気のために」(“vitutis gratia”)あるいは「栄光と勇気のために」(“gloriae causa et virtutis”)闘い、金銭的な利益・利得からは距離を置くよう法が求めていることもわかっている。こうした一見すると矛盾した状況はどう解決されるのだろうか。また、その際「勇気のために」・「栄光と勇気のために」という「アスリート」の闘う“目的”は法学上いかなる機能を果たしたと考えられるのか、法文から探っていこう。

#### e. *periculi pretium*…

法文⑦ D.42.1 (De re iudicata et de effectu sententiarum et de interlocutionibus) 40 (Papinianus libro 10 responsorum)

Commodis praemiorum, quae propter coronas sacras praestantur, condemnato placuit interdicti et eam pecuniam iure pignoris in causam iudicati capi.

89 これについて Wallner (2014) p. 321 は、他に2つのローマ市における「競技会」(Agon Minervae; Agon Solis) がとくに榮譽あるものとして含まれたとしている。

90 Mann (2014) p. 166; Crowther (2007) Sport in Ancient Times, p. 74.

『学説彙纂』第42巻・第1章(判決、判示の効力および中間手続きについて)第40法文(パピニアヌス『回答集』第10巻[より])

有責の判決を受けた者には、神聖な[競技会の]冠(cacra corona)[すなわち優勝者]に授けられる褒賞(praemium)の受け取りが禁じられ、その金銭(pecunia)は判決債務の担保<sup>91</sup>として[担当のもとに]留保されるよう定められた。

法文⑧ C.8.16 (Quae res pignori obligari possunt vel non et qualiter pignus contrahatur) 5  
Imperator Alexander Severus

Spem eorum praemiorum, quae pro coronis athleticis pensitanda sunt, privata pactioe pignerare minime admittendum est: et ideo nec si generale pactum de omnibus bonis pignori obligandis intervenerit, tenet.

『勅法彙纂』第8巻・第16章(担保[設定]契約の対象たりうる・もしくはそうはならない物、あるいはどのようにして担保の契約をなしうるかについて)第5法文

アレクサンデル=セウエルス帝 [は次のとおり宣旨する]

冠(corona)を獲得した[すなわち優勝した]「アスリート」に対して支払われるであろう褒賞(praemium)への期待(spes)を、私的な合意約束によって担保の目的とすることは、およそ認められない。したがってまた、総財産に担保を設定する包括的な合意約束<sup>92</sup>が交わされた場合も、[アスリートを]拘束しない。

---

91 ラテン語・原語は“pignus”であり、一般に「質」と訳され、他方“hypotheca”[ギリシア語由来]については「抵当」と訳し分けられる[前者が占有担保・後者が非占有担保をあらわすとした場合]が、両者の使い分けは必ずしも明確ではなく、ここではより包括的な「担保」の訳語をあてた。これについて差し当たりグリーンゲンベルク(著)(2001年)『ローマ債権法講義』182-186頁を参照。

92 「担保」の設定には個々の物について行うもの(specialis hypotheca)と、総財産を一括して担保物とするもの(generalis hypotheca)とがあり、いずれもローマにおいて認められた。後者の場合、債務者の総財産中(in bonis)に将来発生する物(res futurae)が含まれ、「担保」となることについてはおそらく異論はないが、前者には本来疑問が残る。この点について註(99)を[総財産に対する包括的担保にかんしては Vincent J.M. van Hoof (2017) “The 'generalis hypotheca' and the sale of pledged assets in Roman law”, Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis 85-3/4, pp. 474-491 が法文史料から考察し、また “in bonis”の問題について Hans Ankum/Eric Pool (2004) “Rem in Bonis Meis Esse and Rem in Bonis Meam Esse: Traces of the development of Roman Double Ownership.”, New Perspectives in the Roman Law of Property: Essays for Barry Nicholas (Oxford: Oxford University Press) pp. 5-41 を参照]。

2つのうち最初の法文⑦は3世紀初めの法学者パピニアヌス<sup>93</sup>のものとしてされている。それに続く法文⑧はやや時代が下り、先のウルピアヌスも仕えたセウエルス朝最後の皇帝とされるアレクサンデル・セウエルスの発した勅法として伝わる。ここに法文を2つ並べたのは時期もさることながら、まずどちらも「担保」にかんして語ると同時に「褒賞」へ言及しているからである。すると、まずわれわれが確認すべきは、直前の法文⑧にあるとおり、そうした「褒賞」を獲得した彼らもまた法的なカテゴリーにおいて「アスリート」と呼ばれている事実である。このとき「担保」が問題となっている以上は、おそらく先んじて金銭の貸し借りが行われていたのだろう。そうした従前の貸金債権〔あるいはそれが転じて発生した判決債務〕を「競技会」の「褒賞」によって「担保」できるかについて議論されている。するとここで彼らが得る「褒賞」とは、弁済あるいは支払いがない場合、それに代わって債権者を満足させる何らかの“経済的価値”をもつものでなければならない。実際、法文⑦では「褒賞」としてまさに「金銭」を連想させる“pecunia”の語<sup>94</sup>が登場しているようにである。多くの研究からすでに明らかなおと、ギリシア同様・あるいはギリシア以上にローマでは「競技会」の勝利者に金品が与えられるのを常としていた<sup>95</sup>。たしか

- 93 パピニアヌス (Aemilius Papinianus) は2世紀から3世紀初めにかけて活躍した高名な法学者であり、セプティミウス・セウエルス帝とその子カラカラに近衛の長としても仕えたが、紀元後212年に処刑された。カラカラ帝が共同統治者である弟ゲタを殺害した際、正当化を拒んだことが理由とも伝わる〔パピニアヌスについてはハンス・アンクム (著) 小川浩三 (訳) (1993年)「パピニアヌス、意味不明な法律家か」『北大法学論集』44-2, 221-265頁に詳しい〕。
- 94 ここで“pecunia”は必ずしも「金銭」と限る必要はないかもしれない。金銭的価値を有するものであれば、たとえば「貴金属・オリーブ油・穀物」〔橋場 (2016年) 41頁〕のような現物であってもかまわない。ただしその場合、当該制度との関係ではプラエトルによる優勝「賞品」の換金手続きが必要となったろう。
- 95 「褒賞」にかんして、ギリシア以来の伝統について、宮崎亮 (2004年)「冠の効用—優勝がもたらすもの—」桜井/橋場 (編)『古代オリンピック』144-160頁を参照。ローマではすでにアウグストゥスが「したがって、〔自身が開催したものはもちろん〕他の者の名で行われた見世物でも祝儀や褒美を、しばしばそして十分なものを自ら〔の出捐において〕供与し、またギリシア〔型〕の競技会へは、競技する者たちへの褒賞なしに現れるようなことは決してなかった (Itaque corollaria et praemia in alienis quoque muneribus ac ludis et crebra et grandia de suo offerebat nullique Graeco certamini interfuit, quo non pro merito quemque certantium honorarit)」〔Sve. Aug. 45-2〕とあり、自ら「競技会」で「褒賞 (præmium)」を与えたことが推察される。ヘレニズム期からローマにかけての具体的な賞金額について、例えば Pleket (1975) p. 60 によれば3000～6000ドラクマが平均額であったという。その価値について井上秀太郎 (2004年)「残照のオリンピアーローマ時代—」桜井/橋場 (編)『古

に、先のとおり「神聖な競技会」では「賞金 (pecunia)」ではなく「冠 (corona)」をもって勝利者に報いることとなっていたろう。ただし、たとえ「競技会」での「褒賞」がオリブなど草・木の「冠」のみであったとしても、名目を変え、あるいは「アスリート」を送り出した出身都市・母市は必ずや彼らに有形・無形のあらゆる恩賞を準備していたはずである<sup>96</sup>。もっとも両法文がともに「冠」に言及しているように、「神聖な競技会」に限らず「競技会」では一般に勝利を讃えた「冠」を贈ることが慣習であった。こうして、そもそも「神聖な競技会」を決定するメルクマールが当時果たして「賞金」であったのか疑問視される以上<sup>97</sup>、さまざまな「競技会」で「冠」を得た勝利者たる「アスリート」には「褒賞」として金銭的利益が生じていたと考えて差支えなからう。そして、このことは上の法文史料からも決して否定されないのである。

次に2つの法文それぞれに少し立ち入った検討をしてみたい。まず法文⑦の述べるところは比較的明白である。おそらくなにかの金銭を借りた「アスリート」はすでに訴えられ、返済すべしとする判決が確定していた。その判決債務をめぐって法学者は議論し、「アスリート」はたとえ勝利によって「褒賞」を得ても、それを直接、自身のものとするとはならないのだという。判決債務が支払われない場合に備え、手続き担当者が債務者に命じて担保を提供させる制度 (pignus in causa iudicati captum) はこのときすでに存在し

代オリンピック』189頁には「熟練建設作業員の日当が一ドラクマ、という時代である。年収五〇〇ドラクマといえば相当の稼ぎ手であった」と描かれている。

96 Remijsen (2011) p. 99. 例えば都市の会堂 [プラトン (著) 『ソクラテスの弁明・クリトン』 (久保勉訳、岩波文庫、2007年改版、448-449頁) でソクラテスがオリンピック勝者と同様に会堂 (プリュタネイオン) で食事を与えることが自らにふさわしい罰だと述べたくだけはよく知られる] における無料の食事提供や母市への凱旋入場 (“solemn entry”) が挙げられる。ただし後者はやがてより直接的な金銭付与 (obsonia) へと置き換わったと考えられており、これが母市の財政を苦しめる一因ともなり、皇帝の介入を呼ぶきっかけでもあった。ただし凱旋入場の特権 (eiselaunein/ εἰσιγάσσαν) [Plin.Ep.10.118] とトラヤヌス帝の導入とされる一定額のおそらくは年金支払い (obsonia) [Plin.Ep.10.119] の問題については本稿では扱っていない [Pleket (2014) “Sport in Hellenistic and Roman Asia Minor”, In: Christesen/Kyle (eds.) A Companion to Sport and Spectacle, p. 371 はより深い考察が必要だと指摘している]。なお、「アスリート」と都市の問題にかんしても優勝者への市民権付与はここで考慮していない [差し当たり Onno van Nijf (2012) “Athletes, Artists and Citizens in the Imperial Greek City”, In: Anna Heller/Anne-Valérie Pont (eds.) Patrie d’origine et patries électives: les citoyennetés multiples dans le monde grec d’époque romaine, pp. 175-194 を]

97 Remijsen (2011) pp. 107-109.

ていたものだろう<sup>98</sup>。しかし、ここで注目されるのは、その「担保」が「アスリート」の「褒賞」にまで及んでいる点である。彼らがようやく獲得した「褒賞」は、そのまま自身の判決債務の「担保」となり、担当者のもとに留め置かれたと考えられる。

続く法文⑧は理解がより困難である。法文が問題としている「アスリート」の、おそらく借金のための「担保」目的物とは、将来的に獲得されるかもしれない「褒賞」そのものではない。「褒賞」ではなく、あくまでそれへの「期待」が取り上げられているのである。そもそもローマでは現に存在しない・将来に発生する物（*res futurae*）を目的に契約を行うことは可能であった。このことは2世紀半ばの法学者ガイウスも次のように述べて明らかにしている。

法文⑨ D.20.1 (De pignoribus et hypothecis et qualiter ea contrahantur et de pactis eorum) 15 (Gaius libro singulari ad formulam hypothecariam)

pr. Et quae nondum sunt, futura tamen sunt, hypothecae dari possunt, ut fructus pendentes, partus ancillae, fetus pecorum et ea quae nascuntur sint hypothecae obligata: 「学説彙纂」第20巻・第1章（質および抵当、それらがどのように契約されるのか、またそれらに関連した約束について）第15法文（ガイウス『担保にかんする方式書について』第1巻〔より〕）

首項：未だ存在せず、しかし将来において生ずる物（*res futurae*）もまた担保として提供されることができる。たとえば〔木に〕下がる果実や女奴隷から生まれてくる子、家畜が産んだ子供や発生する物は担保契約の対象となる：

ガイウスの法文⑨からすると、たしかに契約の時点で未だ存在しない物について「担

---

98 当該制度すなわち“*pignus in causa iudicati captum*”については2世紀のころアントニウス・ピウス帝によって特別訴訟手続（*cognitio extra ordinem*）において導入されたものと考えられている [Paul J du Plessis/Clifford Ando/Kaius Tuori (2016) *The Oxford Handbook of Roman Law and Society* (Oxford: Oxford University Press) p. 265 は証拠が少ないとしながらも D.42.1.15.pr. を引いて上記想定より以前の2段階訴訟が行われていた時期よりすでに存在したとする見解に触れている]。いずれにせよ法文が3世紀初めのパピニアヌスのものであれば制度自体はすでに一般的であったろう。ここではおそらく「褒賞」としての金銭あるいは金銭的価値をもつ品々を手続担当者が取得し、判決債務がなおも任意に支払われないとき〔おそらく2か月の期間において〕債権者への支払いに直接・あるいは換金されてあてられたものではないか。

保」を設定することは認められていたようである<sup>99</sup>。ところで、この「将来的に発生する物 (res futurae)」を目的とした契約には2つの種類あったと推察され、とくに売買 (emptio venditio) の場合、次のいずれの契約も有効とされたことがよく知られている。ひとつは契約時に未だ存在しないものの、のちに生ずる可能性のある“物”それ自体 [emptio rei speratae] を目的とした売買である。さらに売買では、将来的に発生するそうした“物”への「期待」[emptio spei] もまた契約の目的物とすることができた<sup>100</sup>。しかも、別のもうひとつのガイウス文によれば “Quod emptionem venditionemque recipit, etiam pignorationem recipere potest (売買の [目的物] として認められるものは、また抵当 [目的物] としても認めることができる)”<sup>101</sup> から、本来“将来発生する物 (res futurae)”のいずれにも「抵当」権の設定は可能なはずであった。ところが、法文⑧では、後者の「期待」は対象とすることが許されないと定めている。法文はさらに丁寧に、債務者の総財産を担保とするような場合 (generalis hypotheca) であっても、そこに決して「期待」を含めてはならないのだと言って、脱法を許さない姿勢を示しているようさえ見える。

すると、一般に“将来発生物 (res futurae)”が抵当権の目的物になり得ると考えられていたにもかかわらず、なぜ、法文⑧ではことさら「期待」について否定しているのだろうか。紀元後 233 年と推定されるアレクサンデル・セウェルスの当該勅法が一般に「期待」

99 「学説彙纂」の多くの法文 [例えば D.20.1.1.pr.; D.20.4.11.3 他] が認めており、本稿ではその点を確認したに留まる。ただし担保物は契約の時点で債務者の「財産中にあるべき (in bonis esse)」という原則に矛盾するようにも見受けられることについて、原則は紀元前 1 世紀ころ担保権者の保護のために導入されたというセルウィウス訴権 (actio Serviana) [セルウィウス・スルキピウス・ルフスによって成立した本来は土地の賃貸人の賃料債権の担保のために持ち込まれた物にかんするもの] の方式書 (formula) の文言 “eamque rem tunc, cum conveniebat, in bonis Lucii Titii fuisse (その物が持ち込まれたとき、ルキウス・ティティウスの財産中にあった)” [Lenel (1927) Edictum Perpetuum, pp. 493-495] に関係し、担保権者が債務者に対して [のちには第三者に対して] 対抗するための要件であった [のちに緩和] とも説明されるが、これ以上立ち入った考察はできない。

100 契約の効力発生の時期について両者には次のような違いがあるとされる。本文で前者の場合 [emptio rei speratae] には売買契約の目的物が将来において現に存在するようになったとき契約が効力ははじめて生ずる・条件付きの契約となるのに対して、後者の場合 [emptio spei] には「期待」それ自体は契約の時点で現に存在しているとみることもできるためただちに契約の効力が発生した。したがって「期待」を売買した場合、買主には「期待」が外れる危険を伴うこととなるが、これらについて Zimmerman (1996) *The Law of Obligations*, pp. 245-249 は理論整理を行うとともに、こうした概念的区分については本来ローマのものではないとも指摘している。

101 D.20.1.9 (Gaius libro nono ad edictum provinciale) §1

を「担保」目的物から外したとは想像しにくい。むしろとくに「アスリート」と彼らに金銭を貸し与える者たちを名宛人に出されたと考えるほうがより適切ではないだろうか。施策の背景には、現実には多くの「アスリート」がその財産の全てを、さらに将来の「期待」までもを「担保」に入れ、金を借りるといった事態が日常的に起きていたことを推測すべきかもしれない<sup>102</sup>。しかし、いまやこうして勅法により「担保」の効力が否定され、貸主は「期待」した「褒賞」をのちに「アスリート」が獲得した場合であっても、権利を行使してそこから貸金の回収をすることはできなくなった。だが、それはアスリートにとって真に恵みとなったのだろうか。「アスリート」と金銭をめぐるもうひとつ別の法文を見よう。

法文⑩ D.4.2 (Quod metus causa gestum erit) 23 (Ulpianus libro 4 opinionum)

§2 Si faenerator incivilliter custodiendo athletam et a certaminibus prohibendo cavere compulerit ultra quantitatem debitae pecuniae, his probatis competens iudex rem suae aequitati restitui decernat.

「学説彙纂」第4巻・第2章（恐怖によって引き起こされること [について]）第23法文（ウルピアヌス『意見集』第4巻 [より]）

第2項:高利貸し (faenerator) が、「アスリート」を市民にふさわしくない仕方で拘束し、かれが競技会 (certamina) [へ参加することを] 妨げて、債務として負っている以上の金銭を弁済させたのならば、当該事案を審理する権限をもった審判人は、かれを衡平な状態へと回復させるよう [貸主に] 命ずることになる。

---

102 個別ケースに対する皇帝 [とその周辺の法学者ら] からの回答 (sponsum; rescriptum) に端を発したものが、のちに一般的な法準則となったとすれば、このような推測も成り立ち得ると思うが、この点はさらに検討したい。また伝えられる限り勅法は未だ存在しない物 (res futurae) のうち「期待 (spes)」についてのみ担保の設定を認めないと定めたものであり、先に述べた売買契約の枠組みを担保の設定契約にも準用するなら、将来的に発生する“物”そのもの (res sperata)、すなわち「褒賞」自体には依然として担保の設定が可能だと考えることもでき、Franciosi (2007) p. 463はこの点をとくに指摘する。すると「期待」のみ担保対象物から除外することで果たして「アスリート」を守ることに繋がったか、その実効性や、あるいは目的にかんしても Wacke (1978a) p. 451は法理論・法技術的な側面より法政策的なものとして評価し、本文でのちに検討する法文⑩と本法文の内容を連動させるが、規制の方向性やさらに「賭け (alea/aleae spes)」を一般に禁じた法との抵触の問題などあり、結論については保留としたい [法文⑩との関係では註 (115) を、また「賭け」については註 (107) (128) を]。

ローマでは元来、能力をもつ者によっていったんなされた行為は原則としてその効力を否定されることはなかった。だが、例えばここにあるような“metus”、すなわち「恐怖」によって為されたとき、プラエトルが認めたなら、失われた物や状況を被害者のために巻き戻す“原状回復 (in integrum restitutio)”という制度があったという<sup>103</sup>。法文⑩はこれに関連して述べられたものであろう。ただし、そのとき法が救済の前提としていた「恐怖」とは人から通常の判断を奪うほどに強いものであり、かつまた「恐怖」によって結果的に相手方に何らかの利得が生じている必要もあったとすれば<sup>104</sup>、契約以前の状態への巻き戻し的回復という措置は常に認められたものではない。あくまで法が保護すべきと判断したケース・状況に限定して用いられるものだったことになろう<sup>105</sup>。そこで法文⑩を見てみると、「アスリート」が「競技会」への参加を不当に (inciviliter) 阻止されることは先の「恐怖」の要件を満たすに十分であり、それによって彼が本来弁済すべき金額以上のものを債権者に与えたときには“metus”に当たると判断されている。したがって、ここからうかがわれるのは、プラエトルあるいは当時の法や法学者が施策として「アスリート」を保護せざるを得ないと判断する事態に直面していたということではないだろうか。

取引を扱ったここまでの法文は、以上のとおりいずれも金銭の貸借に関連していた。こうした史料状況は当時「アスリート」の多くが金銭を借り受け、また「競技会」での「褒賞」を返済に役立てていたことも推察させる。すなわち、われわれはこの最後の法文⑩から“metus”にあたるほどの「恐怖」を「アスリート」に与えた貸主の存在に驚くとともに、そうした貸主からも金銭を借り受けなければならない「アスリート」の現状をも目にする事となった。ローマ社会と法、そして「アスリート」をめぐる検討の終わりに、法文のうちもっとも注目されてきたひとつを取り上げたい。ただし、従来の関心は直接「ア

103 “metus”についてひとまず Zimmerman (1996) *The Law of Obligations*, pp. 651-662 を参照 [本文で述べたところとは異なる部分もある]。

104 D.4.2.3 (Ulpianus libro 11 ad edictum) では、例えば「死の恐怖 (mortis…terrore)」といった表現で法が手を差しのべるべき「恐怖」の強さが説明されている。

105 取引の衡平性 [法文⑩ではそのように説明されている] などの観点からプラエトルが介入し、原状回復という手段によって被害者を保護したと考えられるが、“metus”とそれに関連した「原状回復 (in integrum restitutio)」については専門研究も多く [Berthold Kupisch (1974) *In integrum restitutio und vindicatio utilis bei Eigentumsübertragungen im klassischen römischen Recht* (Berlin, De Gruyter) ; Max Kaser (1977) “Zur in integrum restitutio, besonders wegen metus und dolus”, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung, Romanistische Abteilung* (ZSS) 94, pp. 101-183 など] を基点とする]、別稿であらためて論じる予定であり、ここでは深く立ち入らなかつた。

スリート」に向けられたものというわけではなかったようである。ではどのような観点から論じられ、またそれが「アスリート」の問題とどう関連するのか、まずは法文を見てたしかめていきたい。

法文⑩ D.22.2 (De nautico faenore) 5 (Scaevola libro 6 responsorum)

pr. Periculi pretium est et si condicione quamvis poenali non existente recepturus sis quod dederis et insuper aliquid praeter pecuniam, si modo in aleae speciem non cadat: veluti ea, ex quibus condictiones nasci solent, ut "si non manumittas", "si non illud facias", "si non convaluero" et cetera. Nec dubitabis, si piscatori erogaturo in apparatus plurimum pecuniae dederim, ut, si cepisset, redderet, et athletae, unde se exhiberet exerceretque, ut, si vicisset, redderet.

〔学説彙纂〕第22巻・第2章(海上消費貸借〔の利息〕について)第5法文(スカエウォラ『回答集』第6巻〔より〕)

首項：危険〔を引き受けたこと?〕の対価として、たとえ罰にかんする条項<sup>106</sup>がなかつ

---

106 Jakab (2014) pp. 262-267 は法文⑩の前半を“違約罰 (stipulatio poenae)”と“目的のために与えられ・目的の達成されないときのための不当利息返還請求 (condictio causa data causa non secuta)”に結び付けて解釈する。例えば Zimmerman (1996) *The Law of Obligations*, pp. 95-113 によって簡潔に整理されたところによれば〔ここで関係する為す債務 (do ut facias) のような場合には〕本来強制手段が存在せず、また為されなかったときに生ずる損害を金銭に見積もることも難しいことから、それらを担保する目的で“stipulatio poenalis”すなわち「違約罰」にかんする取り決めがなされることがあった。仮に法文⑩の“condicio poenalis”が「違約罰」を指すとすれば、「漁師」や「アスリート」にそれぞれ金銭を給付する際、彼らが為すべき事柄が定められ、それらが達成されないとき、すなわち「違約」があったならばあらかじめ約束された金額 (poena) が支払われる。ただし「違約」について Jakab は「アスリート」がそれと判断されるのは必ずしも勝利を得なかったときではないとして、例えばそもそも競技会に出場しないなど“unde se exhiberet exerceretque”として約束された事柄を行わないケースを想定する〔この点について Peter Candy (2019) “The Historical Development of Roman Maritime Law during the Late Republic and Early Principate”, pp. 97-105 = エジンバラ大学博士号取得論文 < <https://era.ed.ac.uk/bitstream/handle/1842/36648/Candy2019.pdf?sequence=1&isAllowed=y> > は「競技会」での「褒賞」を金銭に換算するのが難しいことなどから「違約罰」が用いられたとしながら、上記 Jakab とは「違約」の判断などで意見を異にしている〕。

107 ローマではとくに射倖的なもの・賭け (alea) は禁じられた。D.11.5.2 (Paulus libro 19 ad edictum) §1 では“Senatus consultum vetuit in pecuniam ludere (元老院議決は金を賭けて遊ぶことを禁じた)”と述べられ、また続く法文 D.11.5.3 (Marcianus libro quinto

たとしても、あなたが与えるものと、加えて金銭のほかにも何かを、あなたは受け取ることだろう。ただし射倖的な賭け (in aleae speciem) とならない限りでのことだが<sup>107</sup>。例えば、不当利得返還請求は次のようにして生ずるのが常である。“もしあなたが[奴隷を]解放しなかったならば”、“もしあなたがそれをなさなかったならば”、“もしわたしが[あなたの看護によって]回復しなかったならば”というように。次のこともまたあなたが疑うところではない。高価な設備を購入しようとしている漁師に対して、もし魚を捕ったならば[私に]弁済するようにと、私が金銭を与え、また「アスリート」に対しては、出場し・競技して、もし彼が勝ったならば[私に弁済するよう]として、私が[彼に金銭を]与えるような場合である。

法文⑩はこれまで数多く議論を呼んできたが、なかでも冒頭の“Pretium periculi”が何を意味するのかについては解釈が難しい。というのも“Pretium periculi”と同一の表現は「学説彙纂」で他のどこにも見出すことができず<sup>108</sup>、内容の推測が困難な反面、“pretium”や“periculum”の語はそれぞれ単独であれば、きわめて多くの場面に・さまざまな意味合いをもって使用されている<sup>109</sup>。さらに法文そのものにも改ざんの影響が指摘され<sup>110</sup>、果たして法学者スカエウォラ<sup>111</sup>に帰されるべきか、また仮にスカエウォラの

---

regularum) には“ex lege Titia et Publicia et Cornelia”と、おそらく3つの法律が賭け事一般の禁止に関係していたことがうかがわれる。ただしこれらの法律について、最後のコルネリウス法がおそらくスッラのものと推定できる以外ははっきりしない。また「賭け」にかんするこれら法規制の例外については註(127)を。

108 Jakab (2014) pp. 262; 266.

109 Geoffrey MacCormack (1979) “Periculum”, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte: Romanistische Abteilung* 96, pp. 129-172 は“periculum”について広く検討し、その概念をひとまず“chance of loss (失う可能性)”とするが、何を・どのように「失う」のかなどについては議論がある[例えば Paul J. du Plessis (2012) *Letting and Hiring in Roman Legal Thought: 27 BCE - 284 CE* (Leiden: Brill) は雇用・請負等 (locatio conductio) に関連してこの問題についても検討している]。

110 法文⑩について扱う研究はほぼ一致して改ざんを認める。法の観点からローマの「アスリート」に接近した最初の本格的な研究といってよい Amelotti (1955) p. 148 は改ざんを理由に法文自体には言及するも、検討対象としての価値を認めないほどである。しかし現在では例えば Jakab (2014) p. 262 がユスティニアヌス期より以前、4世紀前半の法学者によって短く編集されたと推測するなど、法文に手が加えられた可能性を前提しつつも [Fritz Schulz (1961) *Geschichte der römischen Rechtswissenschaft* (Weimar: H. Böhlau Nachfolger) p. 294 によって、あるいは Candy (2019) p. 110 は Salvatore Riccobono (1922)

ものであったとして、その出典は『回答集』の「第6巻」かなど、由来についてさまざまな疑問が呈されてきた<sup>112</sup>。したがって法文の扱いには慎重でなければならぬし、問題のすべてをここで扱うことも困難である。けれども、法文がなぜ注目されてきたのかを含め、少なくとも「アスリート」の観点から解釈の可能性を探っておく必要はあるだろう。そこで、そもそも法文⑩が人々の関心を集めてきたのは、ユスティニアヌスの法典編纂者により「学説彙纂」において「海上消費貸借 [の利息] について」の表題のもとにまとめられたことによる。これにより、法文は「海上消費貸借」、またとくにその際の高利の“利息 (usura)”に関連して取り上げられることとなった。ときに「冒険貸借」とも称される船舶・航海に独特の金銭貸借契約はギリシアに由来するとされ、船が無事に目的地に到達し、あるいは帰港した場合にのみ貸主が貸金を回収できるというもので、航海中に船舶が没するなどした場合には債権者の権利は失われた<sup>113</sup>。一方、こうしたきわめて大きな「危

---

“Stipulatio ed instrumentum nel Diritto giustiniano”, Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte: Romanistische Abteilung 43, p. 358 から 2 人称・単数の “dubitabis” は古典期の法学者の用語法になじまないとの指摘をする]、内容についてはおよそスカエウォラによることを疑わず、また法文の前段・後段を分けず統一的な読みが試みられている。本稿もそれらに倣い法文の前段 [Pretium periculi...] と “Nec dubitabis” に始まる「アスリート」に直接関係した後段をひとつながりのものととらえ、改ざんの問題はひとまず措いて検討している。

- 111 スカエウォラ (Quintus Cervidius Scaevola) は 2 世紀後半に活躍し、マルクス・アルレリウス帝の顧問のひとり、またおそらく先のパピニアヌスの師でもあったと考えられている。多くの著作を残したとされ、その手法とともに注目される代表的なものに法文の『回答集』がある。
- 112 Lenel (1889) Palingenesia II, pp. 315-316 によれば、スカエウォラは『回答録』の「第6巻」において、「ファルキディウス法について (Ad legem Falcidiam)」、「ユリウス法・パピウス法について (Ad legem Iuliam et Popiam)」、「参加要約にかんするコルネリウス法 (Ad legem Corneliam de adpromissoribus)」の 4 テーマを扱ったという。法文⑩は最後の「コルネリウス法」に関連付けられているが、前後に置かれた法文、そしてそれらの内容についても定かでないためどのような文脈で述べられたものかなど判然としない。
- 113 Zimmermann, The Law of Obligations, pp. 183-186 では「海上消費貸借」について簡潔に述べられている。なお Zimmermann は本書のこれにすぐ続く箇所 [pp. 186-187] で「アスリート」への金銭貸借契約について説明することから、両者を結び付けて理解しているように推察される。
- 114 Wacke (1978a) p. 444. 「海上消費貸借」について、例えば D.22.2.1 (Modestinus libro decimo pandectarum) : Traiecticia ea pecunia est quae trans mare vehitur (海上消費貸借とは海を渡って運ばれ) : …; 22.2.4 (Papinianus libro tertio responsorum) pr. : …igitur maius legitima usura faenus (したがって法定の利息を超える高利) [を得ることが貸主に

「危険」を負った金銭の貸主・債権者への見返りとして、通常の利率をはるかに超える・高利を得ることも許されたという、きわめて特殊な金銭貸借であったためである<sup>114</sup>。すると、法文⑩が「学説彙纂」の表題のとおり「海上消費貸借」契約に関与しているとすれば、冒頭の“*Pretium periculi*”についてまず想像されるのは、「海上消費貸借」と同様に貸付金が戻らない場合に備え、貸主の引き受けるまさに「危険の対価」として、通常の・法の認める範囲を超えた“利息”に関連するものであったろう。そうして中世以来、実際そのように理解・解釈されてきた経緯がある<sup>115</sup>。

さて、先に述べたように、われわれはここでも「アスリート」の観点から法文に接近するほかない。しかし、むしろ本法文は「アスリート」の側から読まれるべきものであるか

認められる]とある。なお“利息”については中世ローマ法・カノン法でも大きな問題であり、「海上消費貸借」に関連して田中実(2003年)「人文主義法学のローマ法文解釈と市場原理」加藤哲実編『市場の法文化』(国際書院)63-87頁を参照。そのうち68-74頁では「海上消費貸借」が扱われている。また海洋法とくに「保険契約」の歴史との関係からはCandy(2019)pp. 97-120が法文⑩の解釈についても論じている。

- 115 アックルシウス(Accursius)の[ボローニャ大学で12世紀のイルネリウスを祖として以来150年にわたる註釈学者の註釈を集大成したと言われる]『標準註釈(Glossa Ordinaria)』[ここで確認したものはMDZ公開の1494年ヴェネツィア版Corpus iuris civilis. Digestum vetus, mit der Glossa ordinaria von Accursius Florentinus und Summaria von Hieronymus Clarius (328)]は「アスリート」へとくに注意を払わず、“*periculum*”に重点的な注釈を付している[もっとも同箇所であックルシウスが“*spes*”を“*ut do ut facias*”と関連させて述べている点は興味を引く]ことから、アックルシウスにとって本法文が「危険の対価」として「海上消費貸借」およびその“利息”にかんすることは自明であったかと推察される。またクヤキウス(Cujacius/Cujas)[16世紀後半に活躍した人文主義法学を代表するひとりであり、例えば“ギリシア語は読まない(Graeca non leguntur)”などと言われた中世的伝統に対して、テキストに批判的な姿勢で新たな解釈を行ったとされる]はより積極的に、「学説彙纂」の同法文への註解において、「海上消費貸借」以外のケースにも“*pretium periculi*”が認められるか問われたスカエウォラが“*putat posse. …non tantum nauticam, sed & aliam pecuniam suscepti periculi pretium recipere posse. …Aut Athletæ…dabitur pecunia, qua se exhibeat & exerceat, ut si viccrit cum usuris reddat* (それはあり得る…海上消費貸借で貸借された金銭のみならず、他の[ケースで貸借された]金銭についても危険の対価を受け取ることができる…あるいはアスリートは…出場し・闘い、もし勝ったとしたら利息を添えて返還するようにと、金銭を与えられる)”[ここで確認したものはCarolus Annibalus Fabrotusによる1775年のナポリ版Jacobi Cujacii J.C.Praestantissimi Tomus Sptimus vel Qualti Operum Postumorum, pp. 885-886.]と回答したものだとして、「アスリート」もまた「海上消費貸借」と同様、「危険の対価(*pretium periculi*)」としての「利息(*usura*)」を支払うべきと述べている。Franciosi(2007)pp. 459-460は基本的にこうした伝統的な解釈に従うものであり、また

もしれない。というのも、法文⑩自体には一度も「学説彙纂」のタイトルとなった「海上消費貸借 (foenus nauticum)」や、それに関係する高利の“利息 (usura)”といった文言は登場してこない<sup>116</sup>。そこで、ひとまず「海上消費貸借」という前提から法文を解放してみるとどのようになるのだろうか。すると法文⑩の前段もまた、この契約に特有の“利息”に結び付ける必要はなくなってこよう<sup>117</sup>。仮に高利の“利息”が目的でないとすると、研究者のなかには、比較的富裕な市民たちが「アスリート」の後援者となり、勝利と栄誉を彼らと共有するためすすんで資金援助したと考える者もある。その場合、本法文の想定する“「アスリート」像”はもとより豊かな階層の出身者であって、彼らがさらに快適な競技環境 [食事やトレーニング] を得ようと“Sponsor (後援者)”を得ているのだ

Wacke (1978a) pp. 439-452 も法文⑩が「海上消費貸借」に関連して編纂されたのは、同じ仕組みが「アスリート」にも適用されたためだと考え [その意味で編纂者の判断は正しいとする]、そこからさらに Wacke は「アスリート」への資金提供者は高利を得ることをもっぱらの目的としたとの主張を導く。翻って Wacke の描く“「アスリート」像”もまたそうした資金提供を受けざるを得ない層 (“minderbemittelten Brufsatleten”) として描かれる。また Wacke によれば、当該法文から生ずる「アスリート」の窮状に応えるため、先に検討した法文⑧のアレクサンデル・セウエルスによる勅法 [「期待」への「担保」の設定を禁止する] は存在したとされる。こうした Wacke の見解に対し Jakob は Jakob (2012) pp. 93-125 で指摘して以来、Jakob (2014) でも再び強く反論している [Jakob の解釈については本文および注 (119) を]。

116 この点については Wacke (1978a) p. 444 も、また Jakob (2014) pp. 262; 266 も共に認め、指摘している。ただし前者は“usura”の語に代わりここで“insuper aliquid praeter pecuniam (quod dedit)”の表現があえて採用されことには理由があり、債権者により有利に機能したと考える。すなわち Wacke によれば「アスリート」が「競技会」で得る「褒賞」は内容も未確定であり、正確に金銭に見積もることは難しいため後者の表現がより適していたと解釈される。

117 Zimmerman (1996) *The Law of Obligations*, pp. 153-187 のとおり、ローマでは金銭の「消費貸借契約 (mutuum)」そのものは無償であり、“利息”にかんする取り決め (stipulatio) は当事者間で別に結ばれなければならなかった [グリーンゲンベルク (著) (2001 年) 『ローマ債権法講義』165-171 頁を参照]。また“mutuum”は要物契約すなわち金銭の引渡しによって効力を生じさせ、もっぱら債務者 [金銭の借主] の側に一方的な返済義務を生じさせる片務契約という特徴をもっていた。逆に弁済期を過ぎれば貸主の側には不当利得の返還請求権 (condictio) が生ずることとなる。“利息”の取り決めの際には一般に法定利息による制限がかけられ、おそらくキケロのころには年率 12 パーセントを上限とし [Cic. ad Att. 5.21]、ユスティニアヌス期には原則として 6 パーセントまで下げたとされる。また「海上消費貸借」についてもユスティニアヌス帝は規制した (年率 12 パーセント) と伝わる [C.4.32.26.2]。もっとも本文のとおり法文⑩に“利息”を示すような文言は見当たらず、債

という<sup>118</sup>。しかし、判断に慎重でありたいのは、これまでわれわれが見てきた法文⑦・⑧・⑩に現れた「アスリート」像はそうした想定とはまったく別の姿をしていたからである。彼らが置かれた経済状況はとて恵まれたものとは言い難く、多くは借金と、そのための「担保」の提供に窮し、また高利貸し (faenerator) による「恐怖」にも脅かされていた。果たしてそれらの法文では、他の法学的テーマ・トピックを扱った際、たまたま挿話 (エピソード) 的に「アスリート」が登場したものだと言えるだろうか<sup>119</sup>。

「アスリート」像をめぐるこうした議論に対して、いま最後の法文⑪のみを他から完全に引き離すだけの根拠をわれわれは持ち合わせていないように思う<sup>120</sup>。また、そのいづれであったとしても、「アスリート」が、理由こそ異なれ実際に金銭を必要としていた

務者が借りた金額以上の・元本以上のもの (insuper aliquid praeter pecuniam) を弁済しても“利息”にあらず、制限を回避できたかについてはここでは可能性を指摘するにとどめ、あらためて検討したい。

118 Jakab (2012) pp. 101-125; Jakab (2014) pp. 252-273.

119 Jakab (2014) pp. 268-270 は、例えば法文⑩は本来“metus”と原状回復のものであり、法学者の関心はもっぱら“metus”に置かれていたという。したがって「アスリート」はあくまでそうした取引における問題性を明らかにするためのひとつの“例示”として引かれているに過ぎないと考えているように見える。

120 比較的裕福な層の出身であるという見解は Pleket [例えば Pleket (2014b) pp. 29-81] を中心として広く共有されている。とくに「神聖な競技会」での勝利者からなる団体 [註 (83)] の存在と彼らの専門・職業化に注目したものや、また個々の「アスリート」の業績を伝える碑文およびパピルス文等からも同様の推察を行う研究は多い。本文に示した Jakob の見解はおそらくこうした Pleket などの先行研究を基にしたと思われる。もっとも Pleket 自身はさまざまな論文で必ずしもすべての「アスリート」が恵まれた経済状況にあったと述べるわけではなく、例えば Pleket (2014b) p. 69 では “Can one decide whether a particular athlete rises to the ruling class on the basis of his success as a professional athlete, or whether he takes part in professional sporting activity as the son of a ruling class family?” として、Louis Robert (1984) “Discours d'ouverture.”, In: VIIIth International Congress of Greek and Latin Epigraphy 1982, p. 293 [※ Robert の本論文は未見] の問いへも言及がされるように、たしかに「アスリート」としての成功が彼らの経済的・社会的地位を上昇させたのか、あるいはまた支配階層の出身者が恵まれた条件を活かして「アスリート」として活躍したもののかについて決することは難しい。その Pleket (2014b) p. 70 では [“middle-class” の訳はミスリードのおそれがあるとして語の意味に注意を促しながら] 「アスリート」の中心を “metorioi” であったと表現している。プロ・アスリートと資金の問題にかんしてはメディカル・ケアすなわち医療 (治療) や食事、なかでも彼らを指導するトレーナー [“γυμναστής (gymnastēs)"] の存在について考えなければならないが本稿では扱うことができない。これについてひとまず König (2005) Athletics and Literature

ことに違いはない。法文①の後段が示してみせるのは、そうした「アスリート」に向けた特殊な金銭貸与の契約があり、すなわち勝利した場合にのみ返還すればよいとの条件を付した一見して恵まれた契約を彼らは結ぶことができたということだろう<sup>121</sup>。しかし、その場合すぐにも次のような疑問が浮かんでこないだろうか。勝利したときのみ返還すべしという契約では、あえて競技で負けるといういわば“モラル・ハザード”<sup>122</sup>のような現象が起らないかという不安である。これについて、すでに見たとおり「アスリート」が「競技会」で受け取るさまざまな「褒賞 (praemium)」について思い出す必要があるだろう。「競技会」では金銭そのものや、または金銭的価値を有するそれに代わる多彩な物品が勝利者へと付与されていた<sup>123</sup>。しかも重要なのは、1つの「競技会」での勝利は、当該大会で獲得される直接的な「褒賞」ととどまらず、彼らに「市民的義務的」・「負担」からの免除といったさらに大きな“特権 (privilegium)”をもたらししていたことである。とりわけ格式ある「競技会 (periodos)」での勝利は、重くのしかかる負担から「アスリート」を解放し、さらに彼らの母市がその榮譽を称え、生涯にわたる恩賞を約束した。したがって、法文の伝える一種の特異な契約が結ばれた場合であっても、彼らの勝利へのインセンティブは変わらず・維持されたのではないだろうか。

そのうえで、あらためて冒頭の“Pretium periculi”へ戻ることとしよう。いま、法文の前段と後段がひとつつながりであるなら、振り返って「危険」そして「対価」とはいったい何を意味すると考えるべきだろうか。これまでの検討を踏まえると、契約上、「アスリート」に金銭を与えた債権者は、「アスリート」が負けた際、与えた金銭を回収できない大きなリスクを負ったことにはひとまず間違いない。仮にそれを「危険」とするなら、やはり「対価」としては、勝利した「アスリート」から得られる、自身が与えた金銭以外の・

の「第6章」[そのとくに pp. 305-315] が紀元後2世紀頃に活躍したガレノス (Galenus) に関連して述べている。

121 ここに示された「アスリート」にかんする契約が金銭の“消費貸借契約 (mutuum)”であるかについても本来検討されなければならない。註(106)(124)のとおり法文を“*condictio causa data causa non secuta* (目的をもって与えられ・当該目的が果たされなかったときのための不当利得返還請求)”とする Jakab (2014) pp. 260-272 は別個の、無名(要物)契約のひとつと考える [他に Konstantin Tanev (2005) “*Alcune Considerazioni sui Contratti Innominati*”, *Ius Romanum* 1-15, pp. 103-105. また Candy (2019) p. 111 も結論的には「無名契約」とする]。

122 Zimmerman (1996) *The Law of Obligations*, p. 187.

123 Pleket (1975) p.58.

124 「危険 (periculum)」について、Jakab (2014) pp. 262-267 は「アスリート」がその義務、

さらなる何ものか (*aliquid praeter pecuniam*) と考えるべきことになろう<sup>124</sup>。それは決して「利息」とは表現されない。だが、たしかに債権者を潤すもの、すなわち「アスリート」の「褒賞」を暗に示しているようにも見える。一方、それによって、勝利で得た「褒賞」の多くを債権者のために失ったとしても、「アスリート」はやはりただ勝利のため、自らの勇気を示し・榮譽を得るために (“*gloriae et virtutis causa*”) 闘ったことだろう。なぜなら「競技会」での勝利、とくに「神聖な競技会」と呼ばれた格式の優る「競技会」での勝利から得られる「褒賞」は一回性のものに限られなかった。1度の「競技会」の勝利がもたらす将来に向けたチャンスはそれをはるかにしのぎ、母市や皇帝たちがますます多くを約束したことをわれわれは上で見てきた。とすれば、勝利のために準備金を借り受け、場合によっては当該「競技会」での「褒賞」のすべてが貸主の手に帰したとしても「アスリート」の本来の望みは十分に果たされ、余りさえあったのではないだろうか。

ここまでわれわれは手元の史料それぞれを個別に見てきた。検討を終えるにあたり、あらためて最初の法文①に戻り、矛盾について考えてみなければならない。後半に挙げた数々の私法上の契約からは、ローマにおいて「アスリート」が「褒賞」すなわち金銭的な利益・利得を得るために「競技会」の場へ向かっていることが推察された。こうして一方において金銭を求めて競技しながら、にもかかわらずなぜ彼らは「アスリート」としての「名譽」を失わなかったのだろうか。この疑問に対し法学者はおそらく次のように答えることだろう。「アスリート」が競技の場へと向かう“目的”はあくまで自らの「勇気のため」 (“*virtutis gratia*”)・「栄光と勇気のため」 (“*gloriae causa et vitutis*”) であると。ただし、彼らが示

---

例えば適切なトレーニングを怠ることなどを「危険」と理解し、それに備える措置としての「違約罰」を想定する。したがって、法文の前段は、“*poena*” すなわち “違約罰 (*stipulatio poenae*)” が 「たとえ定められていなかったとしても (*quamvis poenali non existente*)」、次の措置すなわち “*condictio causa data causa non secuta* (目的をもって与えられ・当該目的が果たされなかったときのための不当利得返還請求)” によって [Jakab は法文①の “*ut*” 以下の例えば “*si non manumittas*” などの文言との類似性からこの種の *condictio* を推定する]、「アスリート」のそうした怠慢を防ぐことができるとする。しかしながら、“目的” 不達成により金銭の不当利得返還を求められるのはあくまで資金提供者を裏切るような悪質なケースに限られたと想定する Jakab 自身は、これらの強制手段はいずれも念のために付けられたものであって、本文に示した見解の通り、“スポンサー (*Sponsor*)” は若く・才能ある「アスリート」を熱心かつ積極的に支援しようとする人物として描かれる。当該法文解釈について本稿は学説の整理を始めた段階である。法文は当時の “アスリート” 像をどうとらえるかという問題に深くかかると同時に、広く「海上消費貸借」および「利息」に関係して議論すべきであり、またスカエウォラの問題関心の所在など、別稿であらためて論じていきたい。

すそうした優れた“価値”の賜物として、いわば副次的に金銭的利益が生ずることまでわれわれは否定するものではない、と。

### Ⅲ. おわりに

#### a. *Athleta*<sup>125</sup>

はじめに述べたとおり“lex Sportiva”をローマ人は知らない。けれどもさまざまな法文の検討から、彼らが「アスリート」という存在に法的な関心を向けていたことは明らかとなったのではないだろうか。「アスリート」とは何者か・「アスリート」とはどのような者であるべきかを問題ととらえ、「アスリート」が満たすべき要件について法的な議論を交わしていたからである。たしかに史料に現れる「アスリート」の数は法文の全体量からすれば圧倒的に少ない。だがそれは必ずしも法学者が論じた当時、「アスリート」が法的関心の埒外に置かれていたことを意味するわけではないだろう<sup>126</sup>。検討に挙げた法文史料はいずれも積極的に「アスリート」を論じ、むしろそうすべき事情をわれわれに想像させたはずである。伝えられた史料の大半は3世紀とくにセウエルス朝期のものであった。そこにわれわれが見たものは、「アスリート」への統制が徐々に強まっていく様子であり、

125 本稿は近代オリンピックにおける“アマチュアリズム”に対して“プロフェッショナリズム”すなわちひとつの職業としての「アスリート」を論じるものとはなっていない。これについて、例えば Wacke (1978a) p. 443, n. 24 は、本稿で取り上げた法文に登場する“athleta” [ἀθλητής] はすでに専門・職業化した人々 (“Professional”) を指すものとしており [ιδιώτηςに對置する]、また“特権”についても職業集団としての彼らの団体 (synodos) に与えられたことを前提に論じている。したがって法文解釈の上でも Amelotti (1955) 以来の伝統として「アスリート」を職業的・競技者ととらえるものが主流であり、この点は今後の重要な検討課題と認識する。

126 Amelotti (1955) p. 155; Franciosi (2007) pp. 465-467 は「アスリート」と「競技会」をめぐる法的議論はユスティニアヌス期においてすでに実践的意味を失っていたと述べる。一方、Gamauf (2014) pp. 276-291 の指摘のとおり、アクィリウス法に関連した法文を中心に「戦車競技 (quadriga)」にまつわるものが多い印象であるのは、おそらく当該競技が6世紀にも盛んであったためと推察される。したがって「アスリート」にかかる法文数が少ないことには6世紀という、すでに「競技会」そのものが失われた編纂時の状況が関わっている可能性をまた指摘できるかもしれない。

127 Remijsen (2015) The End of Greek Athletics, p.1 では“agonistic explotion (競技会爆発)” [Louis Robert (1984) p. 38:註 (120)] と表現し、とくに3世紀中ごろの増加を指摘する [pp. 28; 344-346]。

裏を返せば、そうした規制が必要とされるほど同時期にきわめて多くの・さまざまな種類の「アスリート」が帝国内に存在したと言えるかもしれない。領域の東西を問わず拡大する「競技会」<sup>127</sup>を通じて、直接・間接に彼らは金銭的な利益を得、そしてまた失った。成功した彼らの姿は「アスリート」のキャリアへと人々を引き寄せせる強力な誘因ともなったろう。しかしながら、ローマの伝統では、自らの身体をもって利益を得る行為には常に「不名誉」の汚点がつきまとった。そこで法学者は“*virtutis gratia*”・“*gloriae causa et virtutis*”という、当時の人々におそらく広く、そして深く受け入れられた“価値”<sup>128</sup>を巧みに使い、あたかもひとつの法理であるかのようにして、「アスリート」の闘う“目的”をあくまで「勇気」と「榮譽」に置くこととしたのではないか。「アスリート」をめぐる法文のなか繰り返し登場するこの文言は、文字通りには「勇気」や「榮譽」こそが彼らを特別な存在としているようであって、実際には彼らの“現実”と“理想”とをつなぐ橋渡しのような役割を果たしていたものではないだろうか。

#### b. *L'important, c'est de participer.*

“参加することこそ重要である・参加することに意義がある”とは、クーベルタンによってあまりにも広く知られるようになった言葉であろう<sup>129</sup>。検討から見えてきたよう

128 この“価値”はユスティニアヌス期にも維持され・認められていたものではないか。というのも「賭け (alea)」について扱った D.11.5.2 (Paulus libro 19 ad edictum) §1 は、そうした「賭け」が許される例外について述べる際、“quod virtutis causa fiat (そこには勇気のためにという目的があるからだ)”と言い、また“sed ex aliis, ubi pro virtute certamen non fit, non licet (しかし、勇気のために闘うのでないかぎり、許されない)” [D. 11.5.3 (Marcianus libro quinto regularum)] として、法の規制を免れるのはあくまで「勇気 (virtus)」のためと、なおも正当化の根拠に用いているように見える。もっともこれは6世紀の「学説彙纂」編纂時においても依然として「戦車競技」は盛んであり、またおそらくは勝利をめぐる「賭け」も頻繁に行われていたことが背景にあるのかもしれない。「戦車競技」についてはまた註 (38) を。

129 1908年のロンドン・オリンピックに際し、セント・ポール寺院のミサで当地に滞在していたタルボット主教 (Ethelbert Talbot) が行った説教に由来するという。それが伝えられ、また幾度か言い換えられ [例えば “L'important dans ces olympiades n'est pas tant d'y gagner que d'y prendre part (このオリンピックで重要なことは勝つこと以上にそこへ参加することである)” のように]、最終的にクーベルタンによって広く共有されるものとなったようである [Pierre Lagrue (2012) *Le siècle olympique: les Jeux et l'histoire: Athènes 1896-Londres 2012* (Paris: Encyclopædia Universalis) によれば、クーベルタンが用いたのは1912年のストックホルム大会においてだとされている]。近代オリンピックにおけるこ

に、ローマで「競技会」に出場する「アスリート」は常に勝利を求め、勝利がもたらす榮譽とさらなる成功を目指して闘った。“gloriae et virtutis gratia”の文言が示す通り、勝利の栄光こそ彼らがもっとも“価値”を置くものであったことは間違いない。しかし、そのローマでは、そもそも「競技会」への参加にさまざまな制約が加えられてもいた。「アスリート」の多くは域内のギリシア文化圏出身者<sup>130</sup>であり、かつ「生来自由人」でなければ参加資格を認められなかったことは指摘したとおりである。するとローマにあっては、「競技会」とは決して誰もが参加できる・開かれたものではなく、とくに“神聖な”とされた「競技会」はそれ自体がコントロールされた、ある種の同質性を前提とした場のように映ったろう。検討した法文史料は「アスリート」に“競技者”、すなわち見せるために(spectaculum)競い合う者として質的な備えを要求したようでもある。他方、近代オリンピックは誰もが参加しうる・多様性を求める点でわれわれの見たローマとはそもその前提が大きく異なっている。先のクーベルタンに帰される発言は本来そこから必然的に生ずる“価値”の転換をよく言い表すものではなかったろうか。勝利以上に“L'important, c'est de participer (重要なのは参加すること)”であるとは、法文から浮かび上がるローマの人々が長く懐いていた“virtus”(「勇気」)あるいは“gloria et virtus”(「栄光と勇気」)に対して、新たな“価値”がとってかわった瞬間のようにも思われる。

ローマにおける「スポーツ」と「法」の問題にかんして、本稿は関係する史料・資料を収集することにより、ようやくその出発点に立ったに過ぎない。検討に挙げた各法文には主テーマとされるそれぞれに多くの先行研究が存在する<sup>131</sup>。したがって、ここで行った作業はそれらの法文を「アスリート」という観点からひとまずつなぎ合わせ、いびつであっ

---

の言葉の意義については、村田奈々子(2016年)「近代オリンピックの始まり」橋場/村田(編)『学問としてのオリンピック』241頁を参照。

130 Franciosi (2007) p. 444. また Remijsen (2019) pp. 40-54 はローマ支配のもとでの「競技会」における“ギリシア人”要件について[そもそも“ギリシア人(Graeci)”とは何かという問題があるとしながらも]検討し、参加資格として“ギリシア人”たることが定められた事実はなく、むしろ「競技会」に参加する者こそが“ギリシア文化”を共有する、その限りで“ギリシア的な人々”であったのだらうという。とくに帝政期に参加資格にかんして出自(母市)の届けが求められるようになるのは、おそらく母市における恩賞が確保されるか否かが当時ことさら重要であったためだとも推測している。

131 訳語にかんして、本稿では“virtus”を「勇気」とし、また“gloria”には「栄光」の訳をそれぞれあてている。“virtus”はアウグストゥスの盾に関連して言及したとおり[註(62)を参照]ローマ人にとってきわめて重要な“価値”であり、キケロの発言[Cic.Phil.4.13]などから広く「徳(徳性)」、あるいは競技者との関係では「卓越性」[ἀρετή]とするほうが

ても“物語”の全体を、すなわちひとつの大きな“仮説”を描いてみるということであった。そうして得られたものの検証については今後の課題である。

【主要文献一覧】（※ [] 内で言及したものを除く）

<洋文>

Mario Amelotti (1955) “La posizione degli atleti di fronte al diritto romano”, *Studia et Documenta Historiae Iuris (SDHI)* 21, pp. 123-156.

Hans Ankum (2010) “The Functions of Expressions with *Utilitatis Causa* in the Works of the Classical Roman Lawyers”, *A Journal of Legal History* 16-1, pp. 5-22.

Mohammed Bedjaoui (1993) “Law and Sport: Towards a Necessary Harmony in an Unconventional Couple”, *Olympic Review* 313, pp. 499-503.

Sinclair Bell (2014) “Roman Chariot-Racing: Charioteers, Factions, Spectators”, In: Christesen/Kyle (eds.) *A Companion to Sport and Spectacle*, pp. 492-504

Sarah E. Bond (2016) *Trade and Taboo: Disreputable Professions in the Roman Mediterranean* (Ann Arbor: University of Michigan Press)

Peter Candy (2019) “The Historical Development of Roman Maritime Law during the Late Republic and Early Principate” = エジンバラ大学博士号取得論文 (2019年11月7日) < <https://era.ed.ac.uk/bitstream/handle/1842/36648/Candy2019.pdf?sequence=1&isAllowed=y> >

Tiziana Chiusi (2013) “‘Fama’ and ‘infamia’ in the Roman Legal System: The Cases of Afrania and Lucretia”, In: Andrew Burrows (ed.) *Judge and Jurist: Essays in Memory of Lord Rodger of Earlsferry* (Oxford: Oxford University Press) pp. 143-156.

Albrecht Cordes (2017) “Lex Maritima ? Local, regional and universal maritime law in the Middle Ages”, In: Wim Blockmans/Mikhail Krom/Justyna Wubs-Mrozewicz (eds.) *The Routledge Handbook of Maritime Trade around Europe 1300-1600*:

---

適切とも考えられる。“virtus”についてはとくに、また“gloria”にかんしても研究は数多くあり、本稿はこの問題を扱うものとはなっていない。“virtutis gratia”あるいは“gloriae causa et virtutis”がとりわけ法文解釈上に果たした役割やその意義を取り出して指摘したにとどまり、これらの意味内容・概念の検討、そして訳語が適切であったかの考察についてはあらためて行わなければならない。これ以外にも、とくに断った箇所を除き、本稿で法文等に付したものはいずれも試訳であり、今後の検討・考察により修正していく必要がある。

- Commercial Networks and Urban Autonomy (London/New York: Routledge) pp.69-85.
- Michael H. Crawford (1996) *Roman Statutes II* (London: Institute of Classical Studies  
= Crawford (1996) *Roman Statutes II*)
- Paul Christesen/Donald G. Kyle (eds.) (2014) *A Companion to Sport and Spectacle in Greek and Roman Antiquity* (Oxford: Wiley Blackwell)  
= Christesen/Kyle (eds.) [(2014)] *A Companion to Sport and Spectacle*
- Nigel B. Crowther (1990) “Recent Trends in the Study of Greek Athletics (1982-1989)”, *L’Antiquité Classique* 59, pp. 246-255.
- Nigel B. Crowther (2007) *Sport in Ancient Times* (Norman: University of Oklahoma Press)  
= Crowther (2007) *Sport in Ancient Times*
- Elena M. De Martino (2013) “Neapolis e gli imperatori, Nuovi dati dai cataloghi dei Sebasta”, *Oebalus. Studi sulla Campania nell’antichità* 2, pp. 203-215.
- Hazel Dodge (2014) “Venues for Spectacle and Sport (other than Amphitheaters) in the Roman World”, In: Christesen/Kyle (eds.) *A Companion to Sport and Spectacle*, pp. 566-567.
- Paul du Plessis (2020) *Borkowski’s Textbook on Roman Law* (Oxford: Oxford University Press)  
= du Plessis (2020) *Borkowski’s Textbook*
- Emanuel van Dongen (2014) *Contributory Negligence: A Historical and Comparative Study* (Leiden: Brill)
- Robert Edelman/Wayne Wilson (eds.) (2017) *The Oxford Handbook of Sports History* (Oxford: Oxford University Press)
- Ken Foster (2005) “Lex Sportiva and Lex Ludica: the Court Of Arbitration for Sport’s Jurisprudence”, *Entertainment and Sports Law Journal* 3-2, pp. 1-15.
- Eugenia Franciosi (2007) “Gloriae et virtutis causa. Status sociale e giuridico degli atleti nel mondo romano”, In: *Studi per Giovanni Nicosia III* (Milano: Giuffrè) pp. 437-468.
- Miloš Galantić (2016) “Sports Law: Some Introductory Considerations”, *Annals of Applied Sport Science* 4-3, pp. 51-59.
- Richard Gamauf (2014) “Pro virtute certamen: Zur Bedeutung des Sports und von Wettkämpfen im klassischen römischen Recht”, In: Harter-Uibopuu/Kruse (eds.)

- Sport und Recht, pp. 275-308.
- Edward N. Gardiner (1930) *Athletics in the Ancient World* (London: Oxford University Press)
- Russel M. Geer (1935) "The Greek games at Naples" , *Transactions and Proceedings of the American Philological Association* (TAPhA) 66, pp. 208-221.
- Abel H. J. Greenidge (1894) *Infamia: Its Place in Roman Public and Private Law* (Oxford: Clarendon Press/London: H. Frowde)
- Robert A. Gurval (2001) *Actium and Augustus: The Politics and Emotions of Civil War* (Ann Arbor: University of Michigan Press)
- Kaja Harter-Uibopuu/Thomas Kruse (eds.) (2014) *Sport und Recht in der Antike* (Wien: Holzhausen)
- = Harter-Uibopuu/Kruse (eds.) [(2014)] *Sport und Recht*
- Éva Jakab (2012) "Geld und Sport: Rezeption griechischer Topoi in der römischen Jurisprudenz?." , *Revue Internationale des Droits de l'Antiquité* (RIDA) 59, pp. 93-125.
- Éva Jakab (2014) "Sponsoren und Athleten im römischen Recht: Das ‚Ausbildungsdarlehen‘ der Athleten?" , In: Harter-Uibopuu/Kruse (eds.) *Sport und Recht*, pp. 249-273.
- Jason König (2005) *Athletics and Literature in the Roman Empire* (Cambridge: Cambridge University Press)
- = König (2005) *Athletics and Literature*
- Donald G. Kyle (2009) "Origins" , In: Steven W. Pope/John Nauright (eds.) , *Routledge Companion to Sports History* (London/New York: Routledge) pp. 114-128.
- Donald G. Kyle (2015) *Sport and Spectacle in the Ancient World* (Chichester: Wiley Blackwell)
- = Kyle (2015) *Sport and Spectacle*
- Donald G. Kyle (2017) "Ancient Greek and Roman Sport" , In: Edelman/Wilson (eds.) , *The Oxford Handbook of Sports History*, pp. 79-99
- Hugh M. Lee (2014) "Greek Sports in Rome" , In: Christesen/Kyle (eds.) *A Companion to Sport and Spectacle*, pp. 533-542.
- Otto Lenel (1889) *Palingenesia juris civilis II* (Leipzig: Tauchnitz)
- = Lenel (1889) *Palingenesia II*
- Otto Lenel (1927) *Edictum Perpetuum* (3.auf.) (Leipzig: Tauchnitz)

- = Lenel (1927) *Edictum Perpetuum*
- Christian Mann (2002) “Griechischer Sport und römische Identität: die certamina athletarum in Rom” , *Nikephoros* 15, pp. 125-158. [= (2014) “Greek Sport and Roman Identity: the certamina athletarum at Rome” , In: Scanlon (ed.) *Sport in the Greek and Roman worlds* 2, pp. 151-181.]
- Richard H. McLaren (2001) “The Court of Arbitration for Sport: An Independent Arena for the World’s Sports. Disputes” , *Valparaiso University Law Review* 35-2/3, pp. 379-405.
- Henrik Mouritsen (2011) *The Freedman in the Roman World* (Cambridge: Cambridge University Press)
- Zahra Newby (2005) *Greek Athletics in the Roman World: Victory and Virtue* (Oxford: Oxford University Press)
- = Newby (2005) *Greek Athletics*
- Marios Papaloukas (2013) “Lex Sportiva and Lex Mercatoria” , *International Sports Law Review Pandektis (ISLR/Pandektis)* 10-1/2, pp. 197-203.
- Henry W. Pleket (1973) “Some Aspects of the History of the Athletic Guilds” , *Zeitschrift für Papyrologie und Epigraphik (ZPE)* 10, pp. 197-227.
- Henry W. Pleket (1975) “Games, Prizes, Athletes and Ideology. Some Aspects of the History of Sport in the Graeco-Roman World” , *Stadion* 1, pp. 49-89.
- Henri W. Pleket (2014a) “Inscriptions as Evidence for Greek Sport” , In: Christesen/ Kyle (eds.) *A Companion to Sport and Spectacle*, pp. 98-111.
- Henry W. Pleket (2014b) “On the Sociology of Ancient Sport” , In: Scanlon (ed.) *Sport in the Greek and Roman worlds* 2, pp. 29-81.
- Matthieu Reeb (1998) “General principles of CAS case law in doping issues” , *Olympic review* 26-19, pp. 67-68.
- Sofie Remijsen (2011) “The So-called “Crown-Games”: Terminology and Historical Context of the Ancient Categories for Agones” , *Zeitschrift für Papyrologie und Epigraphik (ZPE)* 177, pp. 97-109.
- Sofie Remijsen (2015) *The End of Greek Athletics in Late Antiquity* (Cambridge: Cambridge University Press)
- = Remijsen (2015) *The End of Greek Athletics*
- Sofie Remijsen (2019) “Only Greeks at the Olympics? Reconsidering the Rule against

- Non-Greeks at 'Panhellenic' Games” , *Classica et Mediaevalia* 67, pp. 1-61.
- Rudolf Rieks (1970) “Sebasta und Aktia” , *Hermes* 98-1, pp. 96-116.
- Robert C. R. Siekmann (2011a) “What is Sports Law? Lex Sportiva and Lex Ludica: A Reassessment of Content and Terminology.” *The International Sports Law Journal* (ISLJ) 3-4, pp. 3-13.
- Robert C. R. Siekmann (2011b) “The Etymology of the Termini Technici. Lex Sportiva and Lex Ludica: Where Do They Come From?” , *The International Sports Law Journal* (ISLJ) 3-4, pp. 153-154.
- Robert C. R. Siekmann/Janwillem Soek (eds.) (2012) *Lex Sportiva: What is Sports Law?* (Hague: T. M. C. Asser Press)  
= Siekmann/Soek (eds.) [(2012)] *Lex Sportiva*
- Ulrich Sinn (2014) “Olympia and the Curia Athletarum in Rome” , In: Scanlon (ed.) *Sport in the Greek and Roman worlds* 2, pp. 182-188.
- Thomas F. Scanlon (ed.) (2014) *Sport in the Greek and Roman worlds Volume 2: Greek Athletic Identitis and Roman Sports and Spectacle* (Oxford: Oxford University Press)  
= Scanlon (ed.) [(2014)] *Sport in the Greek and Roman worlds* 2
- Anthony J. S. Spawforth (1989) “Agonistic festivals in Roman Greece” , *Bulletin of the Institute of Classical Studies (BICS)* 36, pp. 193-197.
- Anthony J. S. Spawforth (2012) *Greece and the Augustan Cultural Revolution* (Cambridge/ New York: Cambridge University Press)  
= Spawforth (2012) *Greece and the Augustan Cultural Revolution*
- Andreas Wacke (1978a) “Athleten als Darlehensnehmer nach römischem Recht” , *Studia et Documenta Historiae Iuris (SDHI)* 44, pp. 439-452.
- Andreas Wacke (1978b) “Unfälle bei Sport und Spiel nach römischem und geltendem Recht” , *Stadion* 3, pp. 4-43. [= (1979) “Accidents in Sport and Games in Roman and Modern German Law” , *Tydskrif vir hedendaagse Romeins-Hollandse Reg* [The Journal of Contemporary Roman-Dutch Law] 42, pp. 273-287. = (1991) “Incidenti nello sport e nel gioco in diritto romano e modern” , *Index* 19, pp. 359-378.]
- Christian Wallner (2014) “Obsonia und vacatio munerum: Zu Änderungen bei den Privilegien für Athleten und Techniten im 3. Jahrhundert n. Chr.” , In: Harter-Uibopuu/Kruse (eds.) *Sport und Recht*, pp. 309-328.
- David Wardle (2014) *Suetonius Life of Augustus* (Oxford: Oxford University Press)

= Wardle (2014) *Life of Augustus*

Ingomar Weiler (2014) “Recent Trend in the Study of Greek Sport” , In: Christesen/Kyle (eds.) *A Companion to Sport and Spectacle*, pp. 112-129.

Reinhard Zimmerman (1996) *The Law of Obligations: Roman Foundations of the Civilian Tradition* (Oxford/New York: Oxford University Press)

= Zimmerman (1996) *The Law of Obligations*

<和文>

阿部衛 (2015年) 「剣闘士興行における auctoramentum—ラリヌム決議を中心に—」『西洋古典学研究』63、74-86頁

井上秀太郎 (2004年) 「残照のオリンピアー—ローマ時代—」桜井/橋場 (編) 『古代オリンピック』180-197頁

岡田泰介 (2004年) 「戦車競走—古代オリンピックの華—」桜井/橋場 (編) 『古代オリンピック』127-143頁

オットー・レーネル (編) 吉原達也 (訳) (2014年) 「『永久告示録』(上)」『法学紀要』56、274-236頁

梶田知志 (2010年) 「ローマ共和政後期における剣闘士養成所の発展過程」『史観』163、52-68頁

ゲオルグ・グリンゲンベルク (著) 瀧澤栄治 (訳) (2001年) 『ローマ債権法講義』(大学教育出版)

= グリンゲンベルク (著) (2001年) 『ローマ債権法講義』

坂上康博/中房敏朗/石井昌幸/高嶋航 (編著) (2018年) 『スポーツの世界史』(一色出版)

桜井万里子/橋場弦 (編) (2004年) 『古代オリンピック』(岩波書店)

= 桜井/橋場 (編) [(2004年)] 『古代オリンピック』

佐藤昇 (2004年) 「走る、闘う」桜井/橋場 (編) 『古代オリンピック』108-126頁

島田誠 (2005年) 「『神アウグストゥスの業績録』(Res gestae divi Augusti) の性格と目的」『人文』4、105-130頁

田中実 (2003年) 「人文主義法学のローマ法文解釈と市場原理」加藤哲実 (編) 『市場の法文化』(国際書院) 62-87頁

塚原義男 (2019年) 「ユリアヌスの法解釈—アクィリウス法を素材に—」『身分と経済』(滋学社) 456-473頁

西村隆誉志 (1999年) 『ローマ損害賠償法理論史—法律論の歴史過程—』(愛媛大学法文

オリンピック復興運動に関する社会文化史的考察

学部総合政策学科)

日本スポーツ法学会 (監修) 浦川道太郎 / 吉田勝光 / 石堂典秀 / 松本泰介 / 入澤充 (編著)

(2016年) 『標準テキスト スポーツ法学』 (第2版) (エイデル研究所)

= 日本スポーツ法学会 (監修) (2016年) 『スポーツ法学』

橋場弦 / 村田奈々子 (編) (2016年) 『学問としてのオリンピック』 (山川出版社)

= 橋場 / 村田 (編) [(2016年)] 『学問としてのオリンピック』

橋場弦 (2016年) 「古代オリンピック ギリシア人の祝祭と身体」 橋場 / 村田 (編) 『学問としてのオリンピック』 1-56頁

藤澤明寛 (2009年) 「ローマ帝政期における「破廉恥な」俳優たち—俳優の法的・社会的地位について—」 『地中海研究所紀要』 7、45-57頁

藤澤明寛 (2003年) 「ローマ帝政初期の地方都市におけるムネラの負担」 『史観』 149、49-63頁

増永理考 (2015年) 「ローマ元首政期小アジアにおける見世物と都市—アフロディシアスの事例を中心に—」 『史林』 98-2、388-420頁

宮崎亮 (2004年) 「冠の効用—優勝がもたらすもの—」 桜井 / 橋場 (編) 『古代オリンピック』 144-160頁

村田奈々子 (2016年) 「近代オリンピックの始まり」 橋場 / 村田 (編) 『学問としてのオリンピック』 195-246頁

ルドルフ・シュトラインツ (著) 棚村政行 / 棚村英行 (訳) (2019年) 「スポーツに対するヨーロッパ法の影響」 『比較法学』 52-3、57-88頁